



JAPAN SOCIETY FOR THE PROMOTION OF SCIENCE

日本学術振興会

ドイツの高等教育機関

ボン研究連絡センター
平成 27 年 3 月

ドイツの高等教育機関

目次:

第 1 章: 概観	2
第 1 節 ドイツの大学の概念と形態	2
第 2 節 連邦と州の役割分担	5
第 3 節 法律、構造、財政	6
第 4 節 大学教育: 入学許可、専攻、卒業試験、学費、奨学金	10
第 5 節 統計とランキング	13
第 2 章: 大学の発展と最近のトレンド	15
第 1 節 高等教育協定 2020	15
第 2 節 エクセレンス・イニシアティブ	15
第 3 節 教育の質向上プログラム	17
第 3 章: 大学の国際化	18
第 1 節 ドイツの大学の国際化	18
第 2 節 ヨーロッパの大学空間	20
第 3 節 ドイツと日本の大学間協定と交流	22
第 4 章: 付録	23
第 1 節 ベルリン及びノルトライン・ヴェストファーレン州に関する主要データ	23
第 2 節 略語	24
第 3 節 出典及び参考文献	25
第 4 節 図及び表のリスト	25

ドイツの高等教育機関

本報告は、ドイツの高等教育システムについて包括的な概観を与えるものである。第1章では、まず連邦制度の中での高等教育機関、法的枠組み、ドイツの大学で学ぶに当たっての重要なデータを取り上げる。そして最後に、統計とランキングから選んだデータによってドイツの大学制度の特徴を明らかにしていく。第2章では、ドイツの大学政策に関わる最近の主導的取り組みと発展の傾向を取り上げる。第3章では、ドイツの大学を国際的な文脈の中で紹介する。特にヨーロッパの環境と日本との協定に焦点を当てていく。最終章の付録では、ドイツの首都ベルリンとドイツで最も人口の多いノ르트ライン・ヴェストファーレン州の高等教育機関に関わる主要データを取り上げる。本報告の最後には、テキストで用いられる略語と参考文献のリストが含まれている。

第1章：概観

第1節 ドイツの大学の概念と形態

「高等教育機関」(Hochschule)とは、職業教育を行う、あるいは研究と教育を通じて学術と芸術を涵養する第3の教育段階区分に属する様々な機関を包括する上位概念である。狭義には、研究を行ない、その活動を通して新しい知識を生み出していく機関であり、また学術的な知識を後世に伝え、学業の修了の証となる学位を授与する機関である。ドイツには、総合大学、専門大学、芸術大学の3つの大学形態がある。大学は時代の推移と共に統合、専門化され、呼び名を変えてきた。その一例が、ほとんど例外なく「工科大学」と改名されている技術系大学である。教育大学は、今日、大学として制約を受けることなく博士号を授与することのできる独立した権限を持つ教育学の中心機関となっている。1970/80年代に、教育大学は、総合大学に統合されるか、またはバーデン・ヴュルテンベルク州のように、総合大学の組織構造をもつ独立の教育学機関となった。

ヴィルヘルム・フンボルト（1767年－1835年）の大学改革以来、**総合大学 (Universitäten)**では「研究活動と教育活動の統合」が原則となっている。したがってドイツの総合大学は教育の場であると同時に、常に基礎研究と応用研究を行う場ともなっている。総合大学は学士と博士の学位を授与する。また、総合大学には教授資格を授与する権限があり、大学教員に教授資格を与えることができる。

総合大学には広範囲に渡る研究分野がある。総合大学の中には、例えば工学、医学、教育学のような特定の分野に特化した大学もある。

専門大学 (Fachhochschule)は、自然科学、社会学、経済学、工学、芸術学を専門とする単科大学である。このタイプの大学が存在するようになるのは1970年からである。これらの大学に特徴的なのは、工学、経済学、行政、社会学、デザイン等の専門分野において、実践に近い教育と研究の場になっていることである。科学の基礎に関わる教育を行うことで、学生に社会生活の中で直面する具体的な要求に対応していくための準備を提供している。

専門大学は次第に Hochschule (大学)、Hochschule für angewandte Wissenschaften (応用科学大学)、Technische Hochschule (工科大学)と呼ばれ、また英語風に *University of Applied Sciences* と呼ばれることが多くなっている。

専門大学も学位を授与することができるが、総合大学とは異なって、博士号や教授資格を与える権限はない。

芸術大学や**映画大学**や**音楽大学**は、造形芸術や工業デザイン、モードデザイン、グラフィック、器楽音楽、声楽のような部門を専攻分野として提供している。現代メディア大学は、監督やカメラマンや脚本家、あるいはその他の映画、テレビ製作者を養成する機関となっている。

表 1: ドイツ連邦州の大学

連邦州	大学数	総合大学数 (内数)
バーデン・ヴュルテンベルク	69	13
バイエルン	48	12
ベルリン	42	12
ブランデンブルク	12	3
ブレーメン	8	2
ハンプルク	19	6
ヘッセン	33	7
メクレンブルク・フォアポメルン	8	2
ニーダーザクセン	29	11
ノルトラン・ヴェストファーレン	71	16
ラインラント・プファルツ	19	6
ザールラント	6	1
ザクセン	25	6
ザクセン・アンハルト	10	2
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	13	3
テューリンゲン	11	4
総計:	423	106

2013/14 年の冬学期の大学数は、ドイツ全体で 423 校であった。その内訳は、総合大学が 106 校、教育大学が 6 校、神学大学が 17 校、芸術大学が 53 校、専門大学が 212 校、行政専門大学が 29 校である。提供されている専攻数は大学全体で 14,500 を越えている。

大学長会議 (HRK) は、ドイツの国立大学と、国で認定を受けた大学の自発的な協議機関である。現在 268 の大学が会員となっている。ドイツの学生の 94%以上がこれらの大学の学生である。大学長会議は政治と国民一般に対して大学を代表する機関であり、大学が共通の意見を形成するためのフォーラムとなっている。

大学長会議は、研究、教育、学業、学術的研修、知識や技術の移転、国際的協力、自己管理といった大学問題に関連するあらゆるテーマに取り組む。

大学長会議は、種々の委員会（総会、評議会、役員会）の決定に基づいて協議を進めていく。決定事項は常設委員会、作業グループ、プロジェクトグループによって展開された上で、事務局の手で準備もしくは実行に移される。

大学長会議はドイツ学術団体連合の傘下に入ると同時に、欧州大学連合 (EUA) の傘下に入る。

総会は大学長会議の最高の議決機関である。原則問題について討議し、決定を下すのが総会の任務である。総会はまた大学長会議の組織の変更及び予算について決定を下す機関でもある。総会には理事会のメンバーを選ぶ権限がある。ただし、会員グループの代表の選出はこのかぎりではない。評議会は中長期の発議、計画、戦略について協議する場である。緊急動議について決定を下すのも評議会である。その際には特に州の大学長会議の決定に配慮しなければならない。役員会は大学長会議の執行機関である。役員会は議長と、議長の推薦を受けて役員によって選出された 7 人の副議長、そして総合大学及び専門大学の会員グループの会議によって選出された代表者（副議長）から構成される。副議長の任期は 2 年で、2 度再任が認められる。議長は方針決定権をもち、役員会に優位する権限をもっている。議長は大学長会議を内外に対して代表し、任期中の業務を遂行し、機関の会議を招集すると同時に主宰する。議長の任期は 3 年で、一度だけ再任が認められている。

年次総会は、大学の代表者と、招待を受けた政治社会グループの代表者が、将来の大学問題について討議する場である。

総会と評議会において、大学はその種類と規模に応じて、異なった投票権を持っている。

ドイツ私立大学連盟 (e.V., VPH) はドイツの私立大学の利益を代表する機関である。2004 年に 14 の大学によって設立され、今日では 60 の大学を会員として擁している。私立大学の学生 16 万 6 千人と職員 3 万 5 千人の利益を代表すると同時に、学生及び社会の福祉と、多元的な大学システムの存続のために力を尽くしている。私立大学連盟はドイツの私立大学の利益を守る唯一の代表機関であり、次の諸目的をもっている。

- 財政支援及び優秀な学生の獲得に関して、ドイツの大学間でフェアな競争を保証する
- 全ての分野で大学の自立を保証する
- 教育と研究に関して質の保証と改善を推進し、かつ助成金を付与するための、透明で、能力と結果に応じた基準を定める

役員は4名から構成される。事務局長がハイデルベルクの事務局を指揮する。科学界、経済界、政界、及びその他の社会グループの代表者からなる評議委員会が連盟をサポートする。バーデン・ヴュルテンベルク州、ベルリン、ハンブルク、ヘッセン州、ノルトライン・ヴェストファーレン州には私立大学連盟の州支部がある。私立大学連盟には、認定、通信教育、研究、MINT 大学（数学・情報工学・自然科学・工学系の大学）の4つの委員会がある。

ドイツ大学連盟（DHV）は、1936年に解体されたドイツ大学連盟が1950年に新たに設立されたものであり、自由な法治国家における偏りのない学問の追及を目的としている。

ドイツ大学連盟は、ドイツの大学教育政策を自ら形作ることを任務とし、国家及び社会に対して大学教員の大学政策的利益と法的経済的利益を代表している。中でも学術を担う後継者の育成を特に重要な任務としている。

ドイツ大学連盟の業務は、大学教員という職業全体に奉仕すると同時に、各成員の利益のために尽くすことである。大学連盟はまた立法府と行政府に対して立場を明確にすると同時に提言を行いながら、その政策を監視する。

大学学術協会（VHW）は、40年前の1973年に、大学及び学術機関の公務員及び職員の利益を代表する機関として創立された。全ての種類の大学を包括し、全ての大学職員に開かれている唯一の大学団体である。

TU9 は、アーヘン工科大学、ベルリン工科大学、ブラウンシュバイク工科大学、ダルムシュタット工科大学、ドレスデン工科大学、ハノーバー大学、カールスルーエ工科大学、ミュンヘン工科大学、シュツットガルト大学の、ドイツを代表する9つの工科大学である。TU9に共通する課題は、工学・自然科学分野における学問と研究の振興である。

TU9は2003年に、学長及び理事長の非公式の協議機関として成立した。2006年1月26日に9大学が共同して連合体を設立した。

連邦統計庁のデータによれば、TU9大学は2008年に外部予算の約4分の1を獲得した。ドイツ研究振興協会（DFG）の助成金ランキング（第1章第5節を参照）でも、TU9大学は工学分野の最優秀グループに属している。工学分野の博士号授与者の約57パーセントがTU9大学で博士号を取得している。

エクセレンス・イニシアティブ（第2章第2節）でも、TU9大学は優秀な成績を収めている。特に、次の4大学は優秀大学として表彰されている。アーヘン工科大学（2007年度と2012年度）、ドレスデン工科大学（2012年）、カールスルーエ工業専門大学（現在のカールスルーエ工科大学、2006年）、ミュンヘン工科大学（2006年と2012年）。

TU9大学は教育機関としても一流である。ドイツの大学卒業生の51パーセントは、TU9大学の工学部を卒業している。ドイツの大学生の約10パーセントがTU9大学に在籍している。

TU9大学は国際的であり、学生の16パーセントが外国人学生である。フンボルト財団のランキングでも、TU9大学は国外の研究者にたいへん人気がある。

2006年にはベルリンにTU9大学の事務局が開設された。

2007年にデュースブルク・エッセン大学と、ボーフム大学、ドルトムント工科大学が統合されて、「メトロポールルール大学連合」となった。この連合は2014年から改称されて「ルール大学連合」と呼ばれている。「統合によってさらに優秀に」という標語の下に、3大学は研究、教育、事務の面で100を超える協定契約を結んでいる。3大学はまたニューヨーク、モスクワ、リオデジャネイロ、サンパウロに共同の事務所を開いた。こうすることで各国の研究者及び大学と関係を密にすると同時に、学生交換を進めようと考えたのである。

ルール大学連合には10万人の学生が在籍し、1,300人の教授が勤務しており、ドイツ最大の学術拠点となっている。こうして研究資金の獲得も容易になっている。学生たちは3つの大学で相互に専攻を組み合わせることができる。

第2節 連邦と州の役割分担

ドイツの教育機関は中央政府によって統制されてはいない。16ある州のいずれも独自の大学法を持っている。州の公務員（例えば大学教員）の雇用と給料支給も州の責任で行なわれる。州に対して枠組みとなる規則を与えてきた連邦の高等教育大綱法が、連邦改革¹によって効力を失うことになった。

基本法（ドイツ憲法）の権限分割にしたがって、連邦は特に大学の次の分野に関して、規則を定める責任がある。

- 大学への入学と卒業
（これに関して州は連邦の定めた規則から外れた規則を設けることができる）
- 学術研究の推進及び後継者の育成を含む技術的発展の推進

基本法にも、いわゆる共同課題としての枠内で、連邦と州の協力について定めた規則が含まれている。基本法第91b条第1項によれば、連邦と州は、地域を越えた意味を持つ問題に関して、次の事項を推進するための合意に基づいて協力することができる。

- 大学における学術研究プロジェクト
（合意に対して全ての州が一致して賛成する必要がある）
- 大型の装置を含む大学の研究設備

ドイツ基本法第91b条第1項に基づいて、内容及び組織の面で共通の課題を設定することが、**共同学術会議**（GWK）の設置に関する連邦と州の間の協定の中に規定され、2008年1月1日に施行された。

共同学術会議（GWK）では、連邦と州の全体に共通に関わる研究推進と学術及び研究戦略の問題、学術体制の問題が取り扱われる。共通の問題に遭遇した場合、共同学術会議は一方でその権限を保持しながら、他方で国家、欧州、国際レベルの学術研究政策の分野で、関連機関とも緊密に連携を図りながら問題の解決に当たる。その際、共同学術会議は、国際競争の中で学術研究拠点としてのドイツの力を向上させることを目標として追求する。

共同学術会議のメンバーとなるのは、学術研究及び財政を担当する連邦及び州の大臣たちである。共同学術会議は2年を任期として、連邦政府の代表グループ及び州政府の代表グループから各1名ずつメンバーを選出する。このメンバーが交互に1年ずつ委員長となり、会議を代表する。またボンにある共同学術会議の事務局を指揮する事務局長が置かれる。

学術審議会は、学術政策を担当するドイツで最も重要な審議会のひとつである。学術審議会の中でも大学に関わる諸問題に関して連邦政府と州政府に提言を行う。学術審議会は次のふたつの問題領域で重要となる提言と見解を提案する。

- 学術機関（総合大学、専門大学、第三の研究機関）、とりわけその構造と権能、発展、財政に関わる問題
- 学術制度に関わる包括的な問題、研究及び教育に関して選択された構造的局面、個別分野及び専門領域の計画、評価、運営に関わる問題

学術審議会の母体は連邦政府と16の州政府にある。審議会は、「学術委員会」（32の委員）及び「運営委員会」（22の委員）の2つの委員会から構成される。両委員会は共に総会に出席して、共同で決議を行う。

委員長が学術審議会を代表する。委員長の任期は1年で、再任が可能である。委員長は外部に対して審議会を代表する。

毎年、総会場で作業プログラムが決定される。個々の案件について協議するために委員会と作業グループが設けられる。通例、年に4回委員会と総会が開かれる。事務局長が学術審議会の事務局を指揮する。学術審議会本体はベルリンにあるが、事務局はケルンに置かれる。

教育と科学に共通する問題について必要な対策を取るために、州は**各州文部大臣会議**（KMK）を常設する。各州文部大臣会議には連邦教育研究省も出席する。

各州文部大臣会議はその運営規定にしたがって、「共通見解の形成と意思決定、及び共通案件を代表する

¹ 連邦改革は2006年の9月1日に執行された。この改革によって、教育政策はそれまで以上に州の管轄分野となった。連邦の管轄として残っているのは、大学への入学許可と卒業についての規定と、二重システムにおける職業教育の運営に関する規定に関わる権限にすぎない。従来共同の課題とされていた大学の建設も、教育計画と同様に、州の自律に属す権限となった。こうして連邦は、大学の財政からも、学校部門の直接的な財政援助からも手を引くことになった。

ことを目的として」、「教育政策、大学政策、研究政策、特定地域の枠を超えた意味を持つ文化政策の各案件」を取り扱う。各州文部大臣会議の重要な役割は、合意と協力体制を確立することで、学習者、学生、教師、学術研究者のためにモビリティと生活の公平性を最大限保障できるようにすることである。

各州文部大臣会議は、連邦、欧州連合、経済協力開発機構（OECD）、ユネスコに対して、各州が共通の利益を代表し、また国民一般に対して共通の立場を表明するための最も重要な機関である。

各州文部大臣会議の機関となるのは、全体会議、役員会、議長、委員会、小委員会、専門委員会である。各州文部大臣会議では、年に3度か4度、大臣レベルの全体会議が開かれる。全体会議がその中から役員会を選出する。役員会は議長、3人の副議長、そして最高2人の会員から構成される。

各州文部大臣会議はボンとベルリンに秘書局をもち、書記長がその指揮を取る。

ところで、国家全体に関わる責任に関しても、州は連邦の権限から独立した権限を持っている。この理由から、2008年に、国内総生産の10パーセントを教育と研究に投資する政治的決定がなされた。例えば大学領域で連邦と州は、高等教育協定2020、教育の質向上のための協定、エクセレンス・イニシアティブ推進プログラムを始めたが、このプログラムによって大学は、学籍数の増加と、国際的競争力の保証のために、数10億ユーロの財政支援を受けることになった（第2章参照）。

第3節 法律、構造、財政

法律

2006年の連邦改革以来、連邦はそれまで高等教育大綱法において認められていた大学分野における包括的な権限を失うことになった。高等教育大綱法は2008年で効力を失うことになっているが、公式に廃棄されたわけではない（第1章第2節を参照）。州の大学法によって今度は州が立法権を行使することになる。法律制定に関する各大学の権利を定めたザールラント州に至るまで、全ての州が自分の州にある大学に関する大学法を持っている。

大学の条例は**基本規約**（Grundordnung）と呼ばれる。基本規約は州法を補足する形で、審議会の会員及び構成員の権利と義務を定め、同時に中央機関及び専門領域のために手続きの原則を定めている。

試験規則は大学において行われる試験の大枠を定めたものである。試験規則には法的な拘束力があり、行政裁判所においてその遵守を求めることができる。通例、各試験規則に基づいて、大学教育の枠組みを規定した教育規則が存在している。試験規則には、大学における教育目標、教育課程、付与する学位、入学資格、卒業に必要な在学年数、（在学期間、履修科目、試験成績、在学学期数）の計算、試験手順、試験期間、受験申込期間、欠席・退席・不正行為についての規則、試験成績の評価、点数の付け方、試験の形式、再試験の可能性が定められている。

学科に関する**履修規則**には、正規の履修に関する枠組みと規則が定められている。学生は履修規則に基づいて履修全体について計画を立て、さらに学期毎に計画を立てることができる。法的枠組みは、それに付属する試験規則に定められている。履修規則には、中でも履修の目標、開始、正規の履修期間、履修の範囲、履修の構成、講義タイプの定義、履修の内容、個々の講義の参加資格、履修計画、学業及び試験の成績が定められている。

利用規則、原則、指針、手続き規則などのその他の**大学内規則集**には、例えば奨学金の授与、成績関連事項、施設、制度、設備の利用が定められている。

組織構造

大学の頂点には**学長または理事長**が首長として座っている。学長または理事長は大学の評議会において主要な課題について下された決定を実行する。

評議会は学科の学部長、教授、学術的及び非学術的職員、及び学生から構成されている。評議会は大学の運営と形成の問題に関する最も重要な決定機関である。ここで大学の体制が定められ、学長/理事長が選出される。評議会のその他の役割としては、予算の決定、個別専攻に関する決定、試験規則のための枠組みの公示などがある。

大学組織の事務的な指揮及び調整を担当するのは**事務局長**である。非学術的な人事、予算及び法律管理の問題も事務局長の責任事項である。

大学は**諸学部**から構成される。学部には教員、学生、非学術的職員が属している。学部は各分野の研究、教育、履修をどのように編成するかに関与がある。その頂点に立つのが学部長であり、教育計画がしかるべ

く遂行され、編成された履修及び試験が滞りなく実行されることに責任をもつ。学部長は学部の教授たちから期限付き（2年から最大4年の任期）で学部教授会によって選出される。専任職として学部長を置く場合には、外部から（期限なし）招聘されることもある。

ヨーロッパの大学は伝統的に、哲学、神学、法学、医学の4つの学部から構成されてきた。自然科学や社会科学の発展によって、また経済学や工学のようなそれまで大学で教授されることのなかった新しい学科が組み込まれることによって、19世紀と20世紀になってそれに新たな学部が加わってきた。また1969年の州の大学法により大学のあり方が一新されて以来、特に新設大学において従来の学部形態が、より狭い準則をもつ小さな「専門分野」に置き換えられた。旧東ドイツでも、ほぼ同時期に、1967年以後の第三次大学改革によって、それまでの学部がより小さな「学科」に置き換えられた。

後に再び大学の形態が変わり、専攻が学部と呼ばれて、複数の学科が学部統合されていく。こうして、今日の大規模大学では、学部と学科が並存するようになり、学科が学部と研究所やセミナーの中間形態を表すようになった。

学部または専門分野の学生たちは各専門で学生組織を作り、**学部/専門分野協議会**を選出する。学部協議会は教員、学生代表者、教員中間層、技術職員から構成される。この学部協議会が学部長と本部の構成員を選出する。学部協議会の役割は、学部資源（財源、設備、人材、講義演習室）の使用について、また学部の研究及び教育活動の根本的な問題について協議し、決定を下すことである。そうした問題の中には、専攻の設置や閉鎖の問題、履修規則や試験規則の問題が含まれる。学部協議会の会議では学部長が司会を務める。

学部は通例、学部図書館、実験室、作業ルームなどの共有施設を運営している。学部にはまた試験担当課と試験委員会が設置されているのが普通である。大学によっては、大学全体または複数の学部の試験を組織的に行う試験センターのある所もある。

学生議会は、全ての学生によって選出される。選出された代表者は議会において予算、自治会費の使用法について決定する。最新のテーマについてもここで協議される。一般の学生委員会とも密接な関係があり、委員会の委員は通常学生議会によって選出される。

一般の学生委員会（AStA）は学生議会によって選出され、任期はたいてい1年である。学生委員会は大学の経営者と外部の国民一般に対して学生の利益を代表する。連邦の大学法に学生委員会の権利と義務についての規定がある。

大学本部の**サービス施設**として、大学図書館、計算機センター、学生相談所、就職相談所、外国人学生課がある。

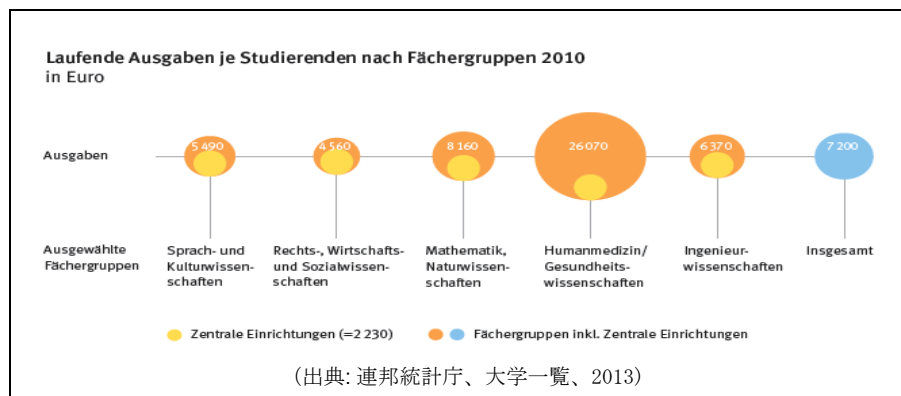
学生食堂及び学生寮の運営、連邦奨学金、その他の大学関連サービスは**学生相互扶助会**の管轄になる。

財政

ドイツでは大半の大学が国家による財政支援を受けている。少数であるが、教会から支援を受けている大学もある。それと並んで、その卒業資格が国家によって同等のものと認められている私立大学が、今日では80を越える数に上っている。その大半は専門大学である。

2010年には、大学の教育費と研究費、及び病院での治療費として国立大学と私立大学において支出された支出額が合わせて412億ユーロ（総合大学等（医学部、病院等を除く）：172億ユーロ、医学部、病院等：189億ユーロ、専門大学：43億ユーロ）に上った。これは前年よりも6.1パーセント、2000年よりも50パーセント多い数字である。

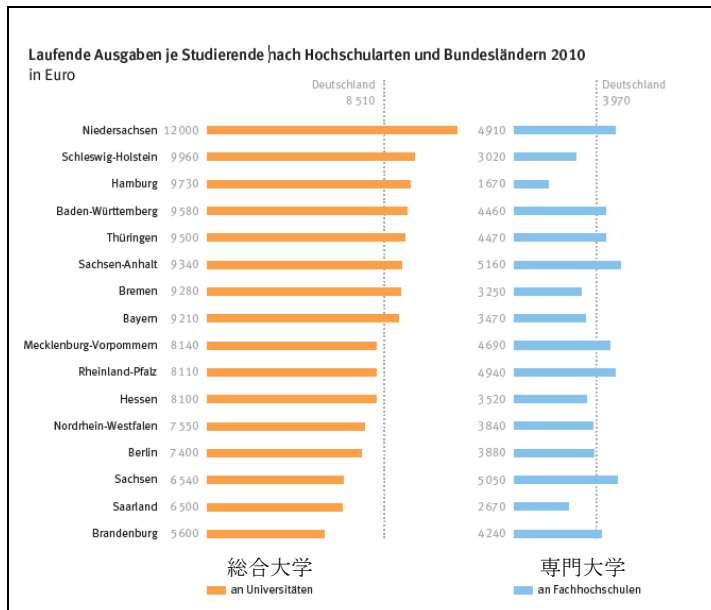
（図1：学部グループに関する2010年度の学生一人当たりの支出）



学生の研究と教育のために大学が利用することのできた**学生1人当たりの2010年の運用支出額**（図1）は、7,200ユーロであった。総合大学に対しては、学生1人当たり8,510ユーロの平均を越える額が支給された。これに対し専門大学に支給された学生1人当たりの金額は、3,970ユーロにすぎなかった。

医学・衛生学分野の設備を含めた学生1人当たりの2010年の支出額は突出しており、26,070ユーロであった。これは数学、自然科学グループの支出額8,160ユーロ、工学系グループの支出額6,370ユーロの3倍を越える額であった。法学、経済学、社会科学グループの学生1人当たりの支出額は4,560ユーロで、相対的に低い額であった。

（図2：大学とドイツ連邦州に関する2010年度の学生一人当たりの支出）



医学・衛生学を除くと、学生1人当たりの2010年の平均支出額は、ドイツ全体で6,220ユーロであった。これを州の比較で見ると、ザールラント州の5,030ユーロ、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州の5,100ユーロから、テューリンゲン州の7,240ユーロ、ニーダーザクセン州の8,280ユーロまで、相当のばらつきが見られた。この原因としては、専攻の構造、教育条件、大学の拠点によるコスト要因などが考えられるであろう。

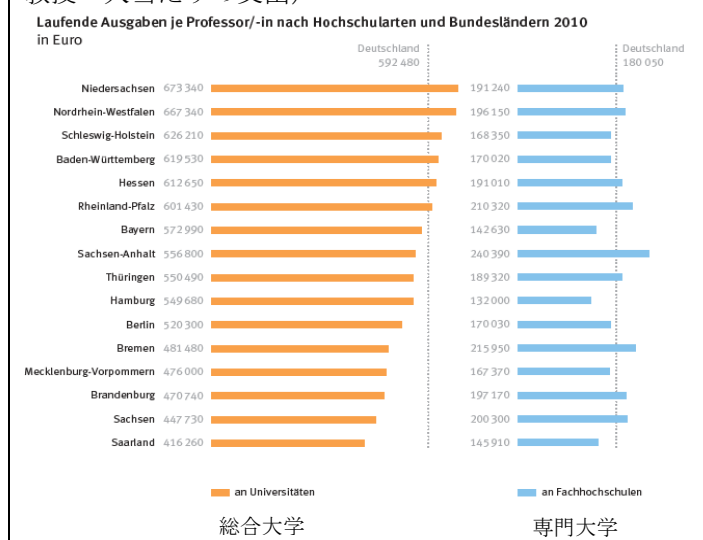
（出典：連邦統計庁、大学一覧、2013）

教授1人当たりの**運用支出額（基本財政支出）**（図3）は、大学が研究と教育のために教授1人当たりに対して利用に供された金額の大きさを表している。

2010年に最高の助成を受けたのはニーダーザクセン州の教授（47万4,930ユーロ）とノルトライン・ヴェストファーレン州の教授（47万1,090ユーロ）、及びラインラント・プファルツ州の教授（45万1,110ユーロ）であった。逆に少なかったのは、メクレンブルク・フォアポメルン州の教授（36万6,340ユーロ）とザクセン州の教授（33万8,560ユーロ）、及びザールラント州の教授（31万4,120ユーロ）であった。ドイツ全体で見た場合の、2010年の教授1人当たりの平均的支出は41万3,210ユーロであった。

（出典：連邦統計庁、大学一覧、2013）

（図3：大学とドイツ連邦州に関する2010年度の大学教授一人当たりの支出）



教授1人当たりの外部資金（図4）は、大学教授が自分の研究と教育のための基本資金として、公的及び私的な機関から競争によって獲得した平均的収入を表している。外部資金の金額は、研究資金獲得に関する大学教員の成功を表す尺度であり、同時に研究の質を表す指標とも見ることができる。

2010年にドイツの大学研究者たちは、総じて59億ユーロの外部資金を獲得した。その内訳は、ドイツ研究

振興協会から20億ユーロ以上、連邦政府から13億ユーロ、経済界から12億ユーロ、欧州連合から6億ユーロ、財団組織から4億ユーロ、州政府から2億ユーロほどとなっている。

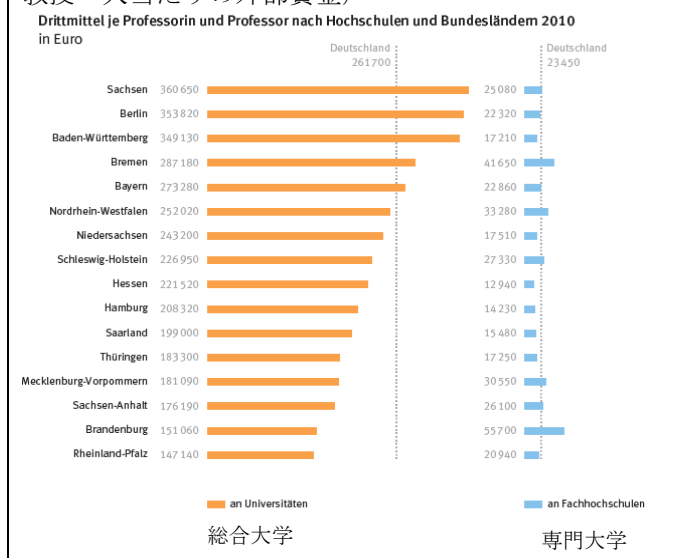
大学の2010年の支出額が総じて410億ユーロであったから、その点からしても、支出額の14.4パーセントを占める外部資金は研究と教育にとって財政上重要な軸足になっていたことが分かる。

外部収入（55億ユーロ）の93.5パーセントは総合大学とその医学施設の収入になっている。専門大学は3億5,300万ユーロ（6.0パーセント）の外部収入を上げた。残り0.5パーセントが芸術大学と行政大学の外部収入である。

2010年に、大学教授たちは平均15万3,130ユーロの外部収入を上げ、ここでも前年より多くの外部資金を獲得している。2009年にはこの金額は14万1,870ユーロであり、2008年には13万3,020ユーロであった。外部収入が増えた原因の多くは、エクセレンス・イニシアティブのお陰であるが、また連邦、欧州連合、経済界の助成予算が増えたこともその一因となっている。

基本財政予算の場合と同様に、ここでも学部グループの間にはっきりとした差のあることが分かる。2010年には医学・衛生学分野が最高額（50万7,470ユーロ）の外部資金を獲得し、数学・自然科学グループが19万9,630ユーロによってそれに続いた。工学系分野では大学教授一人当たり平均15万3,710ユーロの外部資金を獲得し、これに対し言語・文化系分野では研究者一人当たりの獲得した外部資金は6万4,350ユーロであった。法学・経済・社会学系分野では研究者一人当たりの獲得した外部資金は3万5,430ユーロで、さらにそれよりも低い額であった。

（図4：大学とドイツ連邦州に関する2010年度の大学教授一人当たりの外部資金）



総合大学が明らかに専門大学よりも多くの外部資金を獲得している

どの専攻グループに属するかに関わらず、総合大学では教授一人当たり平均26万1,700ユーロの外部資金を獲得したのに対し、専門大学では教授一人当たり2万3,450ユーロに留まっていた。この主要な理由は、専門大学の役割が教育にあつて研究にないからである。

主として研究目的で獲得された59億ユーロの外部資金によって、ドイツの大学はドイツ全体の平均として2010年の支出の14.4パーセントをまかなうことができた。2000年との比較で見れば、2010年に獲得された外部資金の額は総合大学で2倍以上、専門大学で3倍に上った。

（出典：連邦統計庁、大学一覧、2013）

第4節 大学教育：入学許可、専攻、卒業試験、学費、奨学金

入学許可

大学入学資格ということでは、大学で教育を受けるのに相応しい能力が念頭に置かれている。大学入学資格は、一般的な大学入学資格、専門分野に関連する大学入学資格、または専門大学への入学資格に相応しい証明書によって証明される。

大学入学資格の証明は、基本的にその準備となる学校教育の終了試験に合格することで示される。2008年11月、大学長会議は職業的な専門資格者に対して大学入学を認める新規定を採択した。2008年3月に州の文部大臣たちは、職業研修教育の修了者たち、例えば手工業種のマイスター、工業種のマイスター、経営専門コースの修了者、技術者用国家試験合格者、類似の終了資格所有者に、ドイツ全体で一般に通用する大学入学資格を与えることに合意した。そのような資格をもった者は、特別に試験を受けることなく、自分の専門の学科を大学で勉強することができることになった。その資格が一般の大学入学資格と同等のものと認められることになったのである。最低2年間の職業教育と3年間の職業的な実践があれば、職業を持つ者もその専門に関係する大学への入学資格が認められ、同時にその前に入学試験に合格するかまたは1年間の予備コースを卒業すれば、大学入学を認められることになった。

原則として、証明書を持つと同時に入学のための資格を取ることが重要になる。というのも、入学しようとする分野によっては入学制限のあることがあるからである。

また入学分野によっては、特別に才能や能力を証明しなければならない分野もある。例えばスポーツ分野では身体能力について、また芸術分野では芸術的な才能についてテストを受けることで、適性のあることを示さなければならない。

ドイツの学校では、大学の入学に必要な次の資格を獲得することができる。

- 一般的な大学入学資格、アビトゥア
- 専門分野に限定された大学入学資格、総合大学に関しては特定学科に限定されているが、専門大学に関してはあらゆる専攻に進むことができる資格となる学科限定のアビトゥア
- 専門大学の学科及び総合大学の特定の学科に入学するための資格となる専門大学入学資格（一般的また専門学科限定のいわゆる専門アビトゥア）
- 専門領域に特化した学科に関連した職業教育的な大学入学資格

ドイツにおいて大学入学資格と認められる外国で取得した修了証明書があれば、原則として、外国人もドイツの大学に入学して学ぶことができる。それが認められるための前提条件は、外国の教育機関の卒業証明書がその取得国において大学入学資格と認められていることである。この条件が満たされれば、そのレベルに応じて、証明書が一般的な大学、または専門大学に入学する資格として認められる。

外国で取得した資格がドイツの大学の入学資格として不十分であるとされた場合には、大学への準備コースでいわゆる確認試験の準備をすることができる。確認試験は、目標としている専攻に関連する学科について行われ、この試験の合格によって大学教育に必要な全ての予備知識をもっていることが証明されたことになる。

さらに、ドイツの大学へ入学を希望する外国人は、十分にドイツ語の知識があることを証明しなければならない。

2011年に大学に入学を許された者の割合は57パーセントであった。このことは、2011年に、国民の同年齢の若者たちの5分の3が、ドイツの大学に入学を認められるための教育上の前提条件を満たしていたことになる。2001年と2011年の間で、大学入学有資格者の割合はほぼ21パーセント上昇している。

近年、ドイツの大学の入学者数が上昇している。2011年にはこの数がこれまでで最高になった。大学入学者数が初めて51万8700人になった。このことによって大学入学者数の割合が56パーセントに達し、前年の値を10パーセント上回る結果になった。2011年に入学者数がこのように増加したのは、ギムナジウムの8年制への転換（G8）によってバイエルン州とニーダーザクセン州でアビトゥア取得者が二重になったこと、また、2011年夏に兵役免除の制度が施行されたことに原因がある。

入学許可の制限 - ヌメルス・クラウズス（定員制限）

ドイツ基本法第12条によれば、どのようなドイツ人にも教育の場を選ぶ権利があり、したがって形式的な資格条件が満たされれば、大学入学に関しても自由な選択権が認められている。だが特定の専攻において学籍に対する需要がその専攻の容量を上回る事態が起こった場合には、州及び大学に大学入学に関して制限（ヌメルス・クラウズスと呼ばれる）を設けることが認められている。

ある学科の学籍容量については、大学または州の管轄省が各大学について調査を行なっている。この容量についての計算には、現在の人的資源（利用可能な教員）と、学科の物的空間的装備についての計算が含まれている。

希望者数が容量を上回ると、受け入れ可能な学生数が制限される。選択のルールは州の国家契約及び大学法に規定されている。重要な選択の基準となるのは、ひとつはアビトゥアの平均点、もうひとつは大学入学資格を取得した時期と専攻に応募した時期の間に過ぎ去った待ち時間である。

少数の大学でしか提供されていない専攻科目の場合には、大学側にも学生を選ぶ権利がある。たいていの場合、大学側は入学者を選択する手続きとして財団法人（Stiftung für Hochschulzulassung、かつての Zentralstelle für die Vergabe von Studienplätzen）が用いてきたルールを適用する。だが、応募者の選択に大学側が別の基準を用いることもある。それは、選出のためのインタビューであったり、適性テストであったり、職業経験や実習の有無であったり、アビトゥアの特定の項目の点数重視であったり、様々である。

専攻

2014年9月の大学長会議のウェブサイトである大学コンパスには、学部と大学院を合わせて全部で8,797の専攻がリストアップされている。学部卒業は就職につながる最初の資格になる。この課程では学士、ディプロム、マギスター、あるいは国家試験の修了資格が与えられる。通常、大学院に進むには、学部の卒業資格を取得することがその前提条件になる。

たいていの専攻では、正規学生として通学する形で授業が提供される。だが、他の形の履修も増えている。**パートタイム通学**では、大学側の希望と、就業活動その他の義務のような学生側の生活状況を柔軟に組み合わせることができる。**社会人大学**では、正規の就業を学業と組み合わせることができる。**デュアル通学**では、大学での履修が企業での職業教育及び実習と組み合わされている。職業的、または職業形成的要素が履修の一部となり、履修の中に組み込まれている。**通信大学教育**は、特に柔軟な履修形式である。空間的時間的な独立性が許され、自習の形で学ぶことができるからである。通学時間が必要最小限に限られている。**国際専攻**は外国語を用いた必修授業の割合が多い点に特徴がある。また同時に外国の大学の卒業資格が取得でき、何学期も外国に滞在する期間が含まれていることもこの専攻の特徴である。

卒業試験

卒業資格を得るには、大学の試験か、国家試験か、教会の試験に合格しなければならない。大学の試験によって卒業する専攻では、学位が授与される。それには学士、修士、ディプロム、マギスターの別がある。

学士は、就職の資格となる最初の卒業資格である。学士を取得するための正規の履修期間は最低で3年、最高で4年である。2013年には、20万7,401人がドイツの大学で学士の学位を受けて卒業している。

修士の学位が授与される専攻では、通例、就職資格となる最初の卒業資格を取得していることが前提となる。それゆえその前に学士の資格を取得していることが多い。この修士課程を卒業すると、修士の学位が授与される。修士の学位も、就職資格となるもうひとつの卒業資格である。正規の履修期間は最低1年、最高2年である。2013年には、ドイツの大学全体で、78,358人の学生が修士課程を卒業している。

国家試験を卒業資格とする場合にも大学でその専攻を勉強するが、修了試験は国立の試験機関によって行われる。国家試験を卒業試験とする専攻には、医学、歯学、動物医学、法学、薬学、食料化学、及び教職資格取得専攻がある。2013年には、22,234人が国家試験を受けて卒業している。そのうち女性は14,025人であった。

ディプロムはディプロムの学位を出す大学の卒業試験に合格することによって授与される。ディプロムの学位を取得した卒業生は、ディプロム化学者、ディプロム物理学者のような呼び方がなされる。専門大学で取得されるディプロムの学位に対しては、さらに専門大学を意味するFHが付加されなければならない。専門大学では2013年に全部で5,146人がディプロムの学位を受けて卒業している。

ディプロム専攻の場合と同様に、**マギスター専攻**でも、卒業するにはたいてい9学期の履修が必要になる。マギスターの学位は修士の学位と同等のものとみなされる。

いわゆる専攻卒業と並んで、また**別の卒業資格**がある。例えば芸術に関わる学科を履修した後に芸術学の修了試験を受ける場合や、神学に関わる学科を履修した後に教会による修了試験を受ける場合がその例になる。

2013年には、ドイツの大学全体で40万人の学生が卒業試験に合格した。そのうち専門大学を卒業した学生は1万6,000人足らずであった。

博士課程では、特定の専攻に関して博士の学位が授与される。博士号は優れた学術研究能力を有する証であり、独自の学術研究である学位論文を仕上げ、合わせて口述試験（リゴローズム【訳者注：ラテン語で博士号取得のための口述試験を意味する】、公開討論、あるいはコロキウム）に合格することが前提となる。

ドイツでは総合大学及びそれに同等の資格を持った大学が博士号を授与することのできる権限を持っている。

2013年にはドイツの大学全体で23,360人が博士号を授与されている。そのうち10,537人が女性、4,347人が外国人であった。

教授資格は、ドイツで最も位の高い大学の試験である。この試験では、その学問領域に関して講義をすることができるだけの能力を有しているか否かが試される。この教授資格の認定があつて初めて、さらに定期的に大学で講義をしなければならない教える権利や、許可、権限が与えられることになる。教授資格に関しては、学術研究者が研究と教育に関して、その分野を代表することができる力をもっているか否かが試されるべきである。教授資格を授与することのできる権限を持つのは総合大学に限られている。2013年にはドイツ全体で1,567人が教授資格を授与されている。そのうち女性が429人、外国人が130人であった。2013年の教授資格取得者の平均年齢は41.1歳であった。

学費と奨学金

毎学期の**学費**の中には事務費（特に学籍登録と次学期のための履修登録に掛かる費用）、社会保険料、学生相互扶助会費（例えば学生食堂、カフェテリア、学生寮、相談所の費用）、学生自治会費が含まれ、場合によっては公共機関の利用に関する学期毎の定期券費用も含まれている。

私立大学や大学院の講義履修に関しては、通常、**学費**が徴収される。同様に正規の履修期間を4学期以上超過した学生（長期履修学生）に対しても学費が徴収されることがある。2007年より、全ての学生から初学期から学費を徴収する大学が増えており、それと共に、例えば長期履修学生に対する学費の徴収を廃止する大学が現れている。だが最近では、ほとんどの州で、学費の徴収が再び廃止される傾向にある。

表2: 連邦州における学費

バーデン・ヴュルテンベルク	国立大学に関しては一般に学費無料（2012年夏学期に廃止）
バイエルン	2013/14年の冬学期に一般的な学費制度を廃止
ベルリン	国立大学に関しては一般に学費無料
ブランデンブルク	国立大学に関しては一般に学費無料
ブレーメン	国立大学に関しては一般に学費無料；長期在学学生に対する学費として1学期当たり500ユーロ
ハンブルク	一般的な学費として1学期当たり375ユーロ（2012/13冬学期より廃止）
ヘッセン	国立大学に関しては一般に学費無料
メクレンブルク・フォアポメルン	国立大学に関しては一般に学費無料
ニーダーザクセン	国立大学の一般学生に対する学費として1学期当たり500ユーロ（2014/2015年冬学期より廃止）；長期在学学生に対して1学期当たり600 - 800ユーロ
ノ르트ライン・ヴェストファーレン	国立大学に関しては一般に学費無料
ラインラント・プファルツ	国立大学に関しては一般に学費無料；長期在学学生に対する学費として1学期当たり650ユーロ
ザールラント	国立大学に関しては一般に学費無料；長期在学学生に対する学費として1学期当たり最大400ユーロ
ザクセン	国立大学に関しては一般に学費無料
ザクセン・アンハルト	国立大学に関しては一般に学費無料；長期在学学生に対する学費として1学期当たり500ユーロ
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	国立大学に関しては一般に学費無料
テューリンゲン	国立大学に関しては一般に学費無料；長期在学学生に対する学費として1学期当たり500ユーロ

（出典：www.hochschulkompass.de）

BAföG は、連邦教育促進法の略である。この法律は、学生たちが大学で学ぶに当たって国家から財政支援を受けることができるようにするものである。この法律で説明されている目標は、社会経済的な理由で困難な状況にあっても、若い人々が大学に進んで学ぶことができるようにすることである。

BAföG による学生支援は、50 パーセントが国家による助成、50 パーセントが無利子のローンの形で行われる。ローンは、支援終了後、分割払い方式で返却されなければならない。支援の終了時期は規定の学業期間に合わせて設定される。BAföG による無利子ローン返却の最初の分割払いは、支援終了から 5 年後に満期になる。

連邦統計庁によると、2013 年の Bafög 受領者は 95 万 8,743 人であった。

給付型奨学金は、BAföG とは異なって、返却の義務のない学生に対する財政支援である。また奨学金制度にはたいがい、イベント参加や相互交流の可能性のような精神的な面での支援が付随している。

連邦政府の教育支援ローンプログラムは、収入や両親に左右されることがなく、学生にとっては簡単で、利子条件の有利な財政支援策であり、KfW（ドイツ復興金融公庫）銀行グループの協力で提供されている。申請者は成人になっていなければならないが、36 歳以下で、国立大学または国によって認可されたドイツの大学に通っていることが条件になる。また、教育支援ローンは第 2 の学位取得のために、BAföG に加えて申請することができる。ローンは 7,200 ユーロが限度額になる。24 ヶ月間、毎月 100 ユーロ、200 ユーロ、あるいは 300 ユーロの中から支給額を選択することができる。教育支援ローンの返却は、最初の支給時点から 4 年目に始まり、返却額は月々 120 ユーロである。

BAföG による教育支援、給付型奨学金、連邦政府の教育支援ローン以外にも、学業に対して財政支援を受けることができる様々な可能性がある。大学開発センターの「教育ローン比較」によって、その概要を知ることができる。

第 5 節 統計とランキング

連邦統計庁が提供しているドイツの大学についてのデータを幾つか挙げておく。

- 2013/14 年冬学期、ドイツの大学に在学する学生数は 260 万人であった。
- 2011 年にはその数は 240 万人であった。その 4 分の 1 がドイツで最も人口が多いノ르트ライン・ヴェストファーレン州に集中し、バイエルン州とバーデン・ヴュルテンベルク州がそれぞれ 13 パーセントで続いている。
- 2011 年の学生数は 2001 年の学生数を 27 パーセント上回っていた。学生数が最も多く増えたのは専門大学と行政大学で、2001 年比で 59 パーセントの増加が見られた。
- ドイツで圧倒的に過半数を占めるのは国立大学の学生である。2012/2013 年の冬学期には、230 万人の学生が国立大学に、13 万 8,000 人が私立大学に、2 万 7,800 人が教会系の大学に籍を置いていた。
- 2011 年に初めて大学を卒業した者の平均年齢は 26.6 歳で、2001 年に比べて 1 歳半若くなった。
- 2011 年には大学卒業者のほぼ 39 パーセントが正規の学業期間の内に大学を卒業している。
- 2011 年には、33 万 7,100 人が学術または芸術スタッフとして大学及び大学病院に勤務していた。これは 2001 年よりも 50 パーセント多い数であった。
- 副業的に学術または芸術スタッフとして勤務する者の割合は、2011 年には、2001 年比で 29 パーセントから 35 パーセント（11 万 9,600 人）増になっていた。
- 2011 年には、学術または芸術スタッフの約 17 パーセント（5 万 8,600 人）が無期限の正職員として勤務していた。
- 2011 年には学術教員または芸術教員一人が 15.9 人の学生の面倒を見ている計算になった。2007 年から 2010 年の間は、この数が約 15 人であった。
- 2012 年は教授職の 20 パーセントが女性によって占められていた（4 万 3,900 人が男性、9,000 人が女性）。2002 年には、この男女比が 12 パーセントにすぎなかった。

ランキング

近年はドイツの高等教育機関にひとつのトレンドが観察される。伝統的な「ランキング」に代わって、個人的な基準を求める傾向がますます顕著に見られるようになってきている。個人的な質問に答える形のサーチエンジンとして機能するこの新しいランキング形式は、最新の国際的なランキングを反映した一連の評価に応じたものになっている。

CHE 大学ランキングは、ドイツの総合大学と専門大学に関する最も包括的で、かつ詳細に渡るランキングである。全部で 37 の学部がその中に含まれ、4 分の 3 以上の新生が評価に参加する計算になる。学業、

教育、施設、研究に関わる事項と並んで、自分の通う大学の教育条件に関する 25 万人以上の学生たちによる評価と、各講座の教授たちが指導する専門分野に関する評判がランキングに反映されている。1998 年に発表されて以来、ターゲットグループである新入生の間でも、その他の学生の間でも、また大学の間でも、公平で情報量に富んだ信頼の置ける評価としての地位を確立している。

U マルチランクは、新しいグローバルな大学ランキングシステムとして、2014 年に初めて公開された。この新しい国際的な大学比較ランキングには、世界 74 カ国の 850 を越える大学と、1,000 を越える研究分野、5,000 を越える専攻に関する情報が満載されている。U マルチランクのスタートに際して、ドイツからは 63 の大学が取り上げられ、そのうち 40 大学は積極的にアンケートに参加している。

指標となるスペクトルには、教育、研究、知識移転、国際性、地域参加の 5 つの分野が含まれている。学生と関係者グループが積極的に U マルチランクの発展に関わっている。

U マルチランクは多次元的であり、大学が多様な分野に関して比較されている。上述の 5 つの分野に関して大学をどのように切り取って、31 の指標に割り当てるかが説明されている。

U マルチランクは、欧州連合委員会の財源を用いて、国際的なネットワーク（オランダの高等教育政策研究センター（CHEPS）とドイツの CHE 大学開発センター）によって実施された独立ランキングである。

第 2 のランキングは 2015 年 3 月に公開される予定である。

ドイツ研究振興協会から 1997 年より 3 年間隔で編集されてきた助成ランキングは、その最新号で「**助成アトラス 2012**」と呼ばれることになった。アトラスは統計的なランキングと「ベストリスト」を表す文書以上のものとなっている。助成アトラスにはドイツで公的に助成を受けている研究を表す番号が掲載される。またドイツ研究振興協会や、ドイツ連邦、欧州連合の外部資金による助成、アレクサンダー・フォン・フンボルト財団やドイツ学術交流会、欧州リサーチカウンシルによる個人に対する助成についての一覧が掲載されており、大学や大学外の研究施設に対する助成について総括するものとなっている。多数の指標を用いることで、助成アトラスは透明性を高め、他大学と同等になるための対策を考え実行しようとする大学の助けとなっている。

過去の 5 つの助成ランキングと最新のランキングを合わせて参考にすれば、20 年間（1991 年から 2010 年まで）の状況がわかり、長期的な傾向を知ることができる。

よく知られた国際的な大学ランキングとしては、Times Higher Education や World University Ranking、World Reputation Ranking があり、また QS World University Rankings や世界の大学のランキングである上海交通大学世界大学学術ランキングがある。いずれのランキングも、最良の大学をリストアップする典型的なランキングである。次に、これら 4 つの国際的な大学ランキングがドイツの大学についてどのようにまとめているかを簡単に見てみることにする。

Times Higher Education World University Ranking 2013-2014 では、ミュンヘン大学がドイツで総合得点が最も高い大学として挙げられている（国際比較で第 55 位）。次いでゲッティンゲン大学（第 63 位）、ハイデルベルク大学（第 68 位）、ベルリン自由大学（第 86 位）、ミュンヘン工科大学（第 86 位）、ベルリンのフンボルト大学（第 94 位）が続いている。このランキングでは、ドイツから全部で 6 つの大学が世界トップ 100 大学の中に入っている。

Times Higher Education World Reputation Ranking 2014 の総合評価では、同様にミュンヘン大学がドイツで最も評価の高い大学となっており、ここでは第 46 位にランクされている。第 61-70 位には、ハイデルベルク大学とミュンヘン工科大学が入り、第 71-80 位にはベルリンのフンボルト大学、第 81-90 位にはベルリン自由大学、第 91-100 位にはアーヘン工科大学が入っている。こうして、トップ 100 の大学の中にドイツの大学が 6 つランクされている。

QS World University Rankings 2013/2014 では、第 50 位にハイデルベルク大学がドイツで最も優れた大学としてランクされている。さらにミュンヘン工科大学とミュンヘン大学が、それぞれ第 53 位と第 65 位にランクされている。QS Ranking では、ドイツからは 3 つの大学だけがトップ 100 の大学の中に入っている。

上海交通大学世界大学学術ランキングとして知られている世界大学ランキングでは、2014 年の総合評価で世界で最も優れた 100 の大学の中に、ハイデルベルク大学とミュンヘン大学がドイツで最も優れた大学として第 49 位にランクされている。これにミュンヘン工科大学とボン大学がそれぞれ第 53 位、第 94 位に続いている。この国際的な比較では、ドイツから 4 つの大学がトップ 100 の大学の中に数えられている。

第2章：大学の発展と最近のトレンド

ドイツの学術政策の中に、「3つの協定」と呼ばれるものがある。連邦と州の協力によって学術と大学教育を振興しようとするものである。それは、高等教育協定、エクセレンス・イニシアティブ、研究・イノベーション協定である。高等教育協定とエクセレンス・イニシアティブの中心にあるのは大学である。次にそれぞれの措置について説明する。

国と州の双方から支援を受ける研究機関（フラウンホーファー研究機構、ヘルムホルツ協会、マックス・プランク協会、ライプニッツ協会）及びドイツ研究振興協会は、振興団体として、研究・イノベーション協定によって計画を実施するための財政的な支援を保証されている。研究イノベーション協定は、まず 2005 年から 2010 年まで、連邦政府と各州政府の首長によって締結された。2011 年から 2015 年についても協定が延長され、財政支援を受ける研究機関は 5 パーセント増の助成を受けることになった。

第1節 高等教育協定 2020

高等教育協定 2020 は連邦と各州の間の割当分担に関する協定であり、特にアビトゥア年の二重化に兵役の廃止が重なったために増加している新入生の受け入れを準備する目的で結ばれたものである。

高等教育協定は 2007 年から 2010 年までと、2011 年から 2015 年までの 2 つの時期に分けられ、2020 年で協定期間が終了する。内容には、追加新入生の受け入れと、外部資金プロジェクトのためにプログラム全体を財政的に支援するという、2 つの大きな柱がある。

各州はまた、大学協定のための資金を用いて、自分の責任で MINT（数学、情報工学、自然科学、工学）と呼ばれる学科の強化と、女子学生の入学促進を図ることになっている。その準備金として連邦予算が認められており、各州は実際に受け入れた追加新入生の数に応じてその支払いを受ける。こうして、各州に対して計画を実行するための資金が保証されると同時に、追加新入生が勉強を始めた大学に連邦のお金が行き渡る仕組みになっている。

第1の柱：追加新入生受入れプログラム

2007 年から追加新入生についての予測数が出るが、その度に実際の数の方が上回っている。大学が 2011 年から 2015 年の間に全部で 62 万 5,000 人の追加新入生（2005 年比で）を受け入れた場合、高等教育協定は新たな計算を基に、それに対して大学を支援することになっている。そのため、2013 年 6 月に、高等教育協定 2020 のために新たに財源の確保が決定された。連邦政府は 2011 年から 2015 年の間に、高等教育協定 2020 に対する予算を約 22 億ユーロ引き上げ、70 億ユーロ超を充てることにしている。各州政府も相当な追加予算を組んで、必要な全体予算を確保することになる。こうして 2011 年から 2015 年にかけて、追加新入生一人当たり 26,000 ユーロが準備され、このうち半分の 13,000 ユーロを連邦が負担することになっている。

第2の柱：ドイツ研究振興協会の推進プロジェクトのためのプログラム諸経費（間接経費）

ドイツ研究振興協会の推進プロジェクトのためのプログラム諸経費を認めることで、大学の研究が持続的に強化され、大学の戦略力が高められる。これまで大学は、うまくスタートしたプロジェクトに対して追加で発生する間接的な諸経費を自分の資金で賄わなければならなかった。これからはプロジェクト費用の 20 パーセントまで追加費用を取得することができ、さらに発展の余地ができるようになる。かかった経費はこれまで同様 100 パーセント連邦が負担し、2015 年までに約 16 億ユーロに上る計算になる。

第2節 エクセレンス・イニシアティブ

エクセレンス・イニシアティブの名の下に、ドイツの大学の優れた研究プロジェクトと研究施設の振興を進めるために、政界と学術界が協力している。このように先端研究を強化して、ドイツを研究拠点として国際的に注目の集まる所にしようとしている。エクセレンス・イニシアティブは 2005/2006 年、2006/2007 年、及び 2010/2011 年に実施された。いずれの場合にも前ラウンドと後ラウンドが設けられた。前ラウンドでは、大学が申請計画を提出し、それを国際的な専門家グループが評価する手続きが取られた。大学院コース、先端研究クラスター、将来構想の 3 つの推奨カテゴリーに関して申請が認められている。

大学院コースは、若い研究者の養成と、研究の発展を目的としている。優秀な大学院生が理想的な研究環境の中で養成されている。大学院コースは、先進的な問題設定を基に、広く多様な研究分野に設置されており、名声の高い研究者によって運営されている。こうして大学院コースには、博士課程に相応しい研究条件と、大学院生の関心に合った条件が整えられ、国際的な競争力をもった研究拠点となることが求められている。エクセレンス・イニシアティブによって助成を受ける大学には、平均して年間 100 万ユーロの予算が認

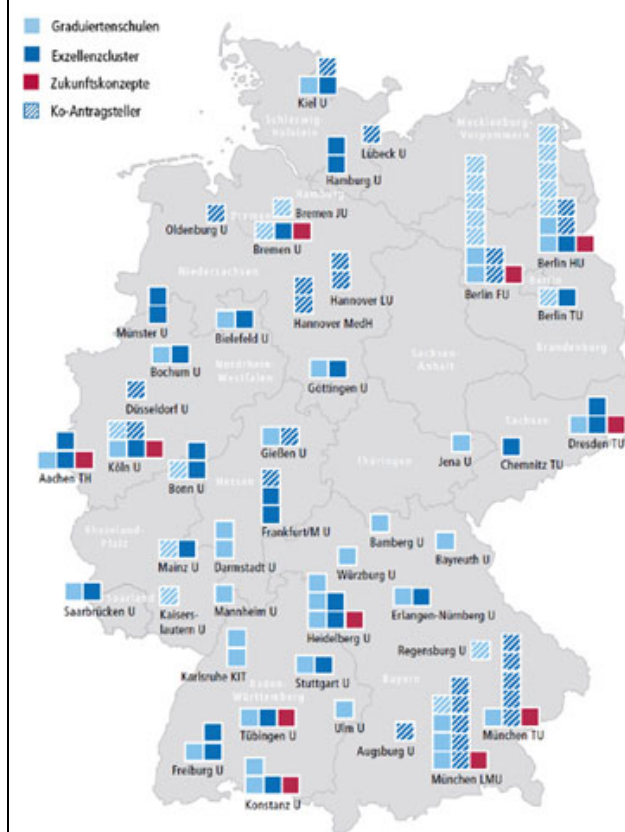
められている。

先端研究クラスターは、研究の潜在力をドイツの大学に集結して、国際的な認知度と競争力を強化しようとするものである。その核となる考え方は、特に将来性のある研究分野で学術的なネットワークと協力を進めようとする点にある。大学の様々な施設と並んで、外部研究機関や産業界のパートナー企業もクラスターに参画している。先端研究クラスターは、大学にとって戦略計画の重要な一部となっており、優先順位の高いテーマを促進する要因になると考えられている。平均して年間 650 万ユーロの資金が各先端研究クラスターに投入されている。

将来構想は、大学を機関全体として強化することで、学術的な国際競争力を高め、一流の研究機関として認知度を上げようとするものである。将来構想において大学は長期的な戦略を練り、先端研究と研究者養成を首尾一貫して進めようとしている。このためには全ての分野でどこに自分たちの強みがあるかを把握すると共に、優先順位を決めていかなければならない。大学としてこの第3のカテゴリーで助成を受けるには、優れた将来構想を開発しており、少なくともひとつの大学院コースと先端研究クラスターをもっていることを証明しなければならない。この構想が認められると、最大で 1,350 万ユーロの年間予算が大学に認められる。

大学院コース及び先端研究クラスターに関する評価はドイツ研究振興協会の専門委員会で論議され、将来構想に関する評価は学術諮問委員会の「戦略委員会」で論議される。それを受けて、「共同諮問委員会」の専門戦略委員会によって予備的な選出が行なわれる。選出された大学は、さらに最終ラウンドで新たに申請を行い、これについても同様な手続きで評価がなされる。こうしてこれらの中から、共同諮問委員会と連邦及び州政府の科学担当大臣からなる「認可委員会」が、その年の助成プロジェクトを選び出すことになる。

(図5: 第3ラウンドに残ったエクセレンス・イニシアティブの勝者たち)



エクセレンス・イニシアティブの**第1のラウンド**では、2005 年の 9 月末までに、74 大学から全部で 319 の申請がなされた。これらの中から 2006 年に全部で 90 の構想 (39 の大学院コース、41 の先端研究クラスター、10 の将来構想) が最終候補として選出された。これらの中から、承認委員会が 2006 年 10 月 13 日に、全部で 22 大学の 38 プロジェクト (18 の大学院コース、17 の先端研究クラスター、3 つの将来構想) を選出した。これらに対して、2011 年 11 月までに、総額 8 億 7,300 万ユーロの助成金が認められた。

第2ラウンドでは、2006 年 4 月末までに全部で 305 の申請書が出され、そのうち 2007 年 1 月に全部で 92 の申請 (44 の大学院コース、40 の先端研究クラスター、8 つの将来構想) が最終ラウンドに提出された。こうして 2007 年 10 月 19 日に、28 大学の 47 プロジェクト (21 の大学院コース、20 の先端研究クラスター、6 つの将来構想) が助成の対象として選ばれた。これらのプロジェクトに対して、2012 年 11 月までに、10 億ユーロの助成金が与えられた。

(出典: 連邦教育研究省)

第3ラウンドでは、2010 年 9 月初めまでに、65 大学から全部で 227 の申請計画書が提出された。2011 年 3 月 2 日に、これらの中から 59 の申請 (25 の大学院コース、27 の先端研究クラスター、7 つの将来構想) が最終ラウンドに推奨された。エクセレンス・イニシアティブの第1ラウンド及び第2ラウンドで認められたプロジェクトは、自動的に継続申請をする資格が与えられる。2012 年 6 月 15 日に、39 大学の申請が選出され、2017 年末まで 45 の大学院コース、43 の先端研究クラスター、11 の将来構想が総額 27 億ユーロの助成を受けることになった (図5)。

ドイツ研究振興協会と学術審議会により助成対象の選出に関して協議が行なわれた。2006 年から 2017 年までの推進期間に、全部で 46 億ユーロの助成金がエクセレンス・イニシアティブに対して提供された（第 1 ラウンドに 19 億ユーロ、第 2 ラウンドに 27 億ユーロ）。この資金の 75 パーセントが連邦によって、25 パーセントが州によって負担された。

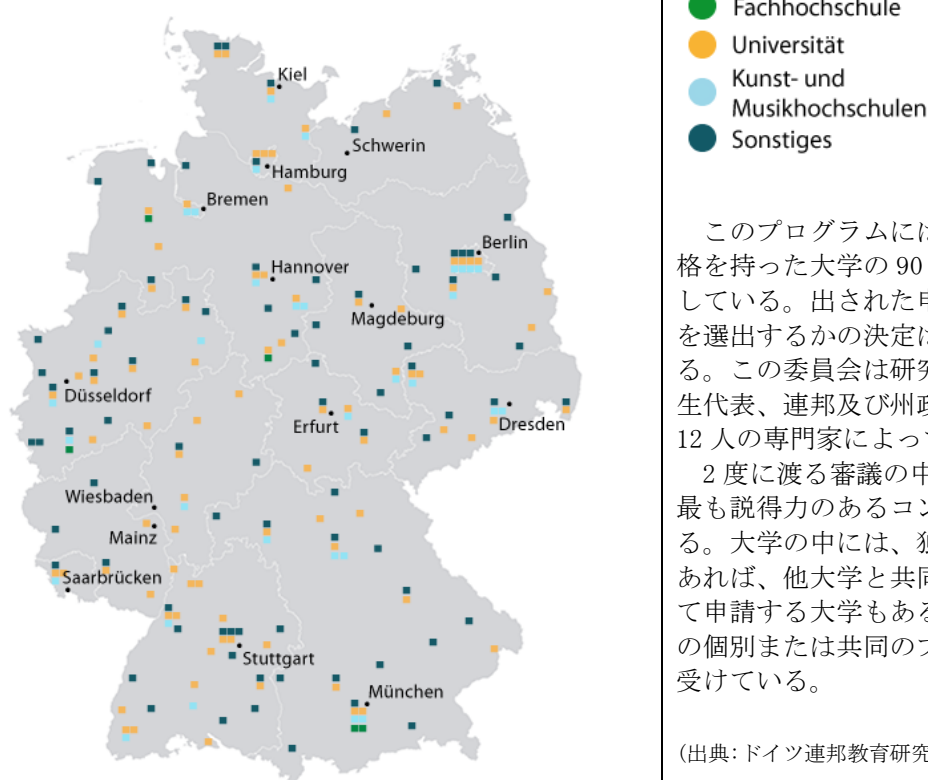
2017 年の第 3 ラウンド後については今の所不明である。連邦と州は第 4 のイニシアティブを望んでいない（2012 年現在）。当時連邦研究大臣であったアネッテ・シャヴァーン（キリスト教民主同盟）は、2012 年に、各州の研究大臣及び学術関係者とイニシアティブの振興について、今後も最低 10 年間はこれまで同様（従来は 5 年間に過ぎなかったが）続けることについて交渉を行なった。だが期限付き「イニシアティブ」に代わって恒常的な「施策」を連邦が財政的に支援することは、州の連邦的特性に違反することになり、それには基本法の修正が必要になるであろう。

第 3 節 教育の質向上プログラム

より優れた大学教育の条件と教育の質向上のための連邦・州プログラム（「教育の質向上プログラム」）では、学生の世話と教育の質向上を目指している。16 の州にある 186 の大学が振興の対象となっている。

プログラムの目標は、大学に優れた人材を備えることであり、そのために大学教員がさらに高い資格を取得するのを支援し、大学がその専門的な教育をさらに維持発展することができるように支援することである（図 6）。

（図 6：「教育の質向上プログラム」参加大学）



このプログラムには、全体として申請資格を持った大学の 90 パーセント以上が参加している。出された申請の中からどの大学を選出するかは決定は、委員会に委ねられる。この委員会は研究者、大学経営者、学生代表、連邦及び州政府の代表者からなる 12 人の専門家によって構成される。

2 度に渡る審議の中で、申請書の中から最も説得力のあるコンセプトが選出される。大学の中には、独立で申請する大学もあれば、他大学と共同のプロジェクトとして申請する大学もある。現在、全部で 250 の個別または共同のプロジェクトが支援を受けている。

（出典：ドイツ連邦教育研究省（BMBF））

2011 年と 2020 年の間に、連邦政府は約 20 億ユーロをこの目的のために拠出することになっている。選出された 78 の総合大学と 78 の専門大学、及び 30 の芸術音楽大学が、まず 2016 年までに、優れた教育と教育条件の改善のための構想を実行しなければならない。中間評価において優れたプロジェクトであることが認められたものは、最長で 2020 年の終わりまで、継続して支援を受けることができる。

第3章：大学の国際化

グローバル化の進展により、大学がこれまで以上に世界の教育市場において国際的な方針を取り、学生及び研究者の交換を進める必要性が強まっている。このことが今日の大学や先端研究、革新の進展の前提となっている。

連邦政府は国際的な活動を目指すドイツの大学を支援している。マーケティング・イニシアティブは、世界の大学の学生、大学院生、研究者に、ドイツの大学への留学や海外研究に関心を持ってもらうことを目的としている。大学自身が「ヨーロッパ大学空間」への道を歩もうとしている。

2013年4月12日の第18回共同学術会議において、大学の国際化を推進する連邦及び各州の科学大臣たちの戦略が議決された。この戦略の中には次の9つの行動分野が含まれている。

1. 個別大学の国際化戦略
2. 国際化に関する法的枠組みの改善
3. 歓迎文化の醸成
4. 国際的なキャンパスの建設
5. 海外留学の奨励
6. ドイツの大学の国際的な魅力の向上
7. 海外からの優秀な（若い）研究者の獲得
8. 研究の国際的協力の構築
9. 多国籍大学建設の推進

次にドイツの大学の国際化戦略について、特にヨーロッパ諸国、及び日本との間で進められている活動について説明しておく。

第1節 ドイツの大学の国際化

米国では約7,000人のドイツ人研究者が研究や教授活動に従事している。GAIN（ドイツ人研究者国際ネットワーク）は、そのためのプラットフォームとして重要なネットワークの基点になっている。このプラットフォームで重要なことは、単にヨーロッパのどこかにある重要なポストについての情報を提供するというだけでなく、長期的に（あるいは恒常的に）米国の研究システムで研究を続けることを選んだ他のドイツ人研究者たちとコンタクトを取ったり協力関係を築いたりするためのプラットフォームになっているということである。GAINは科学政策の最新事情について継続的に情報を提供しており、また毎月ニュースレターを発行したり、定期的に研究者の会合やキャリア見本市を組織したりしている。これらの研究者の多くをドイツに連れ戻そうとするならば、彼らにとって魅力的な職場を提供することが必要になる。

GAINは、連邦教育研究省の呼びかけに応じて2003年に設立されたアレクサンダー・フォン・フンボルト財団、ドイツ学術交流会、ドイツ研究振興協会の共同イニシアティブである。

ブラウンホーファー研究機構、ヘルムホルツ協会、マックス・プランク協会、ライプニッツ協会、大学長会議、ドイツ癌協会、ドイツ国民学習財団が会員として加わっている。

「Building Bridges」（架け橋を造る）をモットーに、2011年6月22日から25日にかけて、ベルリンで「Braingain」（頭脳の獲得）をテーマとする学術会議が開かれた。海外で働くドイツ人研究者を支援するGerman Scholars Organization e.V. (GSO)（ドイツ学術研究者機構）によるこの催しは、連邦教育研究省の支援を受け、国内の大学や研究機関、企業とのネットワーク形成が期待されている。この会議は、最も優秀な人材を求める世界的な競争の中で、どうすればドイツがその拠点としての魅力を増すことができるかについて、政界と大学と経済界が議論を交わすことのできる枠組みを提供することになった。そこでは新たに歓迎文化を醸成することの重要性が強調された。

ソフィア・コバレフスカヤ賞は、優秀な若手研究者に資金を提供して、独自の研究チームを作って5年間、自分で選んだ研究分野で研究をすることができるようにするものである。

連邦教育研究省は2002年にこの賞のために、総額1,000万ユーロの予算を確保した。この助成金は一年おきに研究者に支給されている。アレクサンダー・フォン・フンボルト財団から授与されるこの賞金額は受賞者一人当たり最高165万ユーロに上り、ドイツの研究助成金としては最高額になる賞のひとつである。

2008年からアレクサンダー・フォン・フンボルト財団賞が毎年、研究を行う教授に授与されている。連邦教育研究省の支援を受けた、ドイツの研究助成金として最高額となるこの国際的な賞によって、フンボルト財団は、外国で研究生活を送りながら世界をリードしている研究者を、分野を問わず表彰している。この賞によって受賞者は、長期間にわたって先端的な研究をドイツの大学で行うことができるようになる。

実験的な研究を行うか理論的な研究を行うかに応じて、それぞれ最高 500 万ユーロまたは 350 万ユーロの研究助成金が、5 年の間、研究者に提供される。助成金の中でも研究チームの編成と、実験施設の装備に使われる。また研究者たちには、国際的にも遜色のない給料が支払われる。この助成金によって大学は、国際的な競争を行う上で利益となるチャンスが与えられる。逆に大学には、ドイツで研究を続けることができる恒常的な展望を与える構想全体の中に研究者とそのチームを組み込んでいく義務が発生する。

連邦教育研究省がドイツ人学生や、大学院生や、研究者の交換留学を支援するのは、そのことによってドイツ人の若手研究者に研究及び文化の面で国際的な経験を積ませたいと考えるからである。中間団体もこの理念を共有している。そうした団体として最も大きく重要な団体が、全ての国と専門分野に対して開かれたドイツ学術交流会 (DAAD) である。過去 50 年間にほぼ 60 万人近いドイツ人が、DAAD 奨学生として外国で研修を行い、また留学や研究に従事してきた。

2006 年にスタートした「**go out! 世界中の大学で学び、研究に従事しよう**」という連邦教育研究省と DAAD によるキャンペーンは、ドイツ人学生を外国留学に誘おうとするものである。2010 年から DAAD は、学生が留学や実習、語学コースや専門コース、あるいはグループ旅行で短期的に (最長 6 ヶ月) 外国に滞在するのを支援するために、「**ドイツ人学生のモビリティ向上プログラム**」(PROMOS) を設立してドイツの大学を支援している。2011 年には、267 の大学から 7,100 人を越える PROMOS 奨学生が外国に送られた。DAAD はまた、「**Go East**」というイニシアティブの支援を行なっている。これは中東欧諸国や、CIS (旧ソ連邦の独立国家共同体) 諸国に行って、その土地の大学で勉強や研究を行うことを望む大学生や卒業生を獲得しようとするプログラムであり、欧州連合の ERASMUS プログラムを実行することになる。

これに関連して、連邦教育研究省は次の事業を支援している。

- フルブライト委員会を通じた、米国の大学との学生及び講師の交換
- ドイツ国際協力公社 (GIZ) を通じた専門大学生の海外実習の推進
- ドイツ欧州政策ネットワーク (EBD) を通じたブリュージュ欧州大学院大学 (ベルギー) またはナトリン大学 (ポーランド) への修士課程留学
- 独仏の特別な関係が両政府による独仏大学 (DFH) の振興に現れている。DFH はドイツとフランスの大学の連合体であり、両国語による学科、博士課程及び研究面での交換プログラムにその特徴がある。
- アレクサンダー・フォン・フンボルト財団を通じた研究者の交換プログラム

ポストドクターと研究者の国際的な交換にとって最も重要な機関は、アレクサンダー・フォン・フンボルト財団である。フンボルト財団は連邦教育研究省の予算を用いて、かつてフンボルト奨学生であった外国研究者の下に滞在して研究を行うことを希望する (フォードル・ライネンプログラム)、すでに学位を取得したドイツの若手研究者を支援している。またフンボルト財団は、その優れた業績に対して世界で最も優れた外国人研究者に定評のあるフンボルト研究賞を授与し、ドイツに招待して、研究を続行してもらっている。

GATE-Germany は、DAAD と大学長会議の共同イニシアティブである。これは、外国でドイツが教育研究の拠点と呼ばれるようにするために、ドイツの大学を支援しようとするものである。内容的には、国際的な教育見本市や、ネットワーク会議、その国で行なわれる応募試験や広告、研修イベント、大学マーケティングの図書シリーズなどが含まれる。

GATE-Germany には新しいメディアが利用されている。www.study-in.de 及び www.research-in-germany.de が情報のポータルサイトとなっており、ドイツの大学教育と研究、日常生活について情報を提供している。

大学マーケティングは将来さらに細分化され、大学や大学院や専門分野の様々な要望に応じて、また学士、修士、博士のいずれの課程に関心を持つかによって分けられるターゲットグループに応じて、正確に対応することができるようになるであろう。

DAAD の「**外国におけるドイツの大学の学科提供**」プログラムは、大学が国内で提供している学科を世界で売り出す手伝いをしている。現在はドイツの大学の 24 のプロジェクトが外国において推進されている。それには例えば次のようなプロジェクトがある。

- カイロにあるドイツ大学のような総合大学 (ドイツ側ではウルム大学がシュツットガルト大学やテュービンゲン大学と協定して、その建設に協力している) や、ドイツ・ヨルダン大学 (GJU) (マクデブルク・シュテンダル大学を筆頭とするドイツの約 70 の大学の連合がそれに協力している)
- ドイツのアーヘン工科大学との協定によって建設されたオマーンのドイツ工科大学 (GUtech) や、エアランゲン・ニュルンベルク大学との協定によって建設された韓国のプサン大学キャンパスのようなドイツ系大学院

- ロシアの経済情報学のような個別専攻コース（ヴィルダウ工科大学と協定）、中国の環境エンジニアリングや情報工学の専攻コース（リューベック専門大学と協定）、トルコの社会科学専攻コース（ベルリンのフンボルト大学と協定）、アルゼンチンの生物医学専攻コース（フライブルク大学と協定）

プロジェクトに参加するドイツの大学にとっては、国際的な名声と、留学や研究を目的としてやってくる優秀な若手研究者を自分の研究所に獲得することができ、同時に、関連国と若手研究者を供給してもらう長期的な協定を結ぶことができる格好な基礎となる。ドイツ企業にとっては、このプロジェクトは優秀な教育を受けた若手の専門技術者を現地で獲得することができる機会になる。受け入れ国にとっては、緊急に必要な大学建設を進める上で、格好な機会を提供してくれる。

第2節 ヨーロッパの大学空間

2000年にEU加盟国は、ヨーロッパを2010年までに世界で最も競争力があり、かつ科学的エビデンスをベースとするダイナミックな経済圏にするために、教育研究システムに投資する義務を負うことになった。ドイツ政府にとっても、EUの**リスボンプログラム**に忠実に始めたのが**エクセレンス・イニシアティブ**であった（第2章第2節を参照）。

1999年6月19日、30のEU加盟国がイタリアのボローニャ大学でひとつの宣言を発表した。この宣言によって加盟国はヨーロッパの大学空間に礎石を置くことになった。このいわゆる**ボローニャプロセス**は、学生と講師の交換プログラムによってヨーロッパ諸国の大学システムを発展させ、また労働市場に向けて専門技術者が資格を取り、若手研究者が高い学位を目指すのを助けることになった。これらの目標を達成するために、様々なツールが用いられている。比較可能なカリキュラム構造（学士、修士により段階付けられたカリキュラム構造）、共通の基準と指針に基づいた教育の質の保証、質を表す枠組みのような透明なツール、ディプロマの補足、ECTS（ヨーロッパ学位移転システム）などのツールである。

ドイツ政府は、次に挙げるような様々な対策によって、大学システムの改革に協力している。

- 学籍を追加するための高等教育協定（第2章第1節を参照）
- 大学教育の質を向上するための「教育の質向上プログラム」（第2章第3節）
- 透明性を高めるための競争「教育による名声の向上、オープンな大学」
- 奨学金制度（外国留学のためのBAföG奨学金、教育クレジット、給付型奨学金）（第1章第4節）
- ドイツ学術交流会及びアレクサンダー・フォン・フンボルト財団による学術交流の促進
- 教育改革の実現、中でも外国で取得された単位の認定制度を改善するための、大学長会議の「ネクサス」プロジェクトの推進

ボローニャプロセスは、改革に関わる重要な関係機関が直接、審議と議決に加わることができるようになっている点に特徴がある。それゆえ、参加国だけでなく、また欧州委員会、欧州議会、欧州産業連盟（BusinessEurope）、教育インターナショナル（Education International）、欧州高等教育質保証協会（European Association for Quality Assurance in Higher Education）、欧州高等教育質保証レジスター（European Quality Assurance Register）、欧州学生連合（European Students' Union）、欧州大学協会（European University Association）、欧州高等教育機関協会（European Association of Institutions in Higher Education）もそれに関係している。

EU加盟国大臣会議の間に、定期的に、少なくとも年に2度、会員国の政府と高級官吏レベルの代表者が参加して、いわゆるボローニャ・フォローアップグループ（BFuG）の会合がもたれている。このグループの会長は、半年交代で、そのときのEU代表国と非EU国が務めることになっている。その際にフォローアップグループを組織として支援するのは、次のEU加盟国大臣会議を主催する国がその都度設置するボローニャ秘書局である。

ドイツでは、改革の実現を連邦と州、そして大学がそれぞれの管轄権限にしたがって担っている。改革プロセスは、連邦と各州の代表者による作業グループである「ボローニャプロセス実行グループ」によって実行される。その際には、連邦教育研究省と州の代表者と並んで、また大学長会議、ドイツ学術交流会、認定審議会、学生、雇用者、労働組合、学生自治会の会員が協力する。

ドイツにおけるヨーロッパ教育改革に関するデータ

- **学士・修士制度の学科**：2013/2014年冬学期にドイツの大学の87パーセントを越える学科の履修構造が学士・修士制度に転換された。特に専門大学ではその転換がほとんど終了している。

- **学士及び修士課程に籍を置く学生数：**1998/1999年の冬学期には、全部で180万1,233人がこの過程を履修していた。2012/2013年の冬学期にはドイツの大学全体で学生数が249万9,409人であった。このうち146万6,409人が学部生（学士）、34万4,951人が修士課程の学生であった。これらを合わせると、全学生の72.5パーセントに相当する。
- **履修機関の発展：**学士、修士の段階的履修の導入によって、履修機関が短縮された。ディプロムを取得する過程の平均的な履修機関は、1988年で平均13.4学期であった。2012年に修士課程を卒業した学生が必要とした期間は平均して10.8学期であった。この中には学士課程にかかった期間も含まれている。学士課程の卒業に必要な期間の平均は7.0学期で、第1履修としては最低であった。
- **学業の中断率：**学業の中断率は、学部（学士）で、2010年、2012年共に28パーセントであり、修士課程では（2012年に初めて計算）、総合大学で11パーセント、専門大学で7パーセントであった。1998年との比較は、履修構造が大きく変わってしまったので（特に国家試験によって卒業を迎える専攻では）極めて制約された形でしかない。
- **学士卒業者の修士課程への進学：**現在、多くの学士卒業者がさらに資格を求めて修士課程に進学するケースが多い。2009年には、学士課程を卒業した学生の62パーセントが修士課程に進んでいる（専門大学で53パーセント、総合大学で77パーセント）。
- **労働市場における学士取得者：**学士取得者の失業率は、専門大学の卒業者について調べた結果によれば3パーセント、総合大学では2パーセントであった。
- **外国に留学中のドイツ人学生：**その大学を卒業する目的で外国の大学に留学しているドイツ人学生の数は増加傾向にある。1998年には外国の大学に留学していたドイツ人学生の数が46,300人であったのに対し、2011年にはその数が133,800人で、ほぼ3倍になっている。1998年にはドイツ国内の大学で勉強するドイツ人学生1,000人に対して、外国の大学に留学しているドイツ人学生の数は28人に過ぎなかった。2011年にはこの数が63人になっており、パーセンテージで見ると、2倍以上になっている。

これに対しドイツ人学生の一時的なモビリティ（例えば外国の大学で過ごす学期数または年数）は、1998年以来、ほとんど変わっておらず、約30パーセントである。しかし同じ期間にドイツで大学進学率が極めて高くなっていることを考えれば、このことは成果であると考えてよいであろう（学生数については上述を参照）。

- **ドイツにおける外国人留学生：**2013/2014年冬学期に、ドイツの大学には合計で30万909人の外国人学生が在学していた。1998年にはこのほぼ半分にすぎなかった（16万5,994人）。
- **外国の大学で取得した単位の認定：**2007年には、学生の41パーセントが、外国の大学で取得した全ての単位が認められたと答えている。これに対して2013年には、学生の69パーセントがそのように答えている。外国で取得した単位を全く認められなかった学生の割合は、2007年が23パーセントであったのに対し、2013年には10パーセントにすぎなかった。
- **ドイツの大学に滞在している外国人研究者：**2012年には約35,000人の外国人研究者がドイツの大学で研究に従事していた。これは2006年（約22,000人）と比べると、約60パーセント増加した計算になる。2006年以前については、これに関する当局の統計が存在していない。

エラスムスは次の動きに沿ったものである：**大学のモビリティのための欧州行動計画**（European Action Scheme for the Mobility of University Students）。このプログラムは1987年6月15日に、ヨーロッパの大学間の協力を推進し、合わせて学生及び講師のモビリティを促進することを目的として始められた。プログラムには28のEU加盟国と5つのヨーロッパ諸国（ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン、スイス、トルコ）が参加していた。それはEUの生涯学習プログラムの一部であった（2007年から2013年まで、それ以前の1994年から2006年までは、ソクラテスプログラムと呼ばれていた）。生涯学習プログラムは、大学教育と並んで、学校教育、職業教育、社会教育の促進を目指したものである。

プログラムの主要な要素は、**欧州単位互換制度**（European Credit Transfer System）に基づいて、外国で取得した単位を認定することと、外国留学を財政的に支援することである。このプログラムによって、留学滞在や、履修の枠内での外国研修、教授滞在、一般的な大学職員の研修を促進することができる。エラスムスプログラムは、プログラムに参加している大学に履修している全ての学生に開かれている。大学教員と職員に対しても同様な支援が認められる。前提となる条件は、派遣大学と受入れ大学が同等な相互協定を結んでいることである。大学がエラスムスプログラムに参加を希望する場合には、いわゆるエラスムス憲章に同意しなければならない。

エラスムス・ムンドゥス（ERASMUS MUNDUS）と呼ばれる下位プログラム（2009年-2013年）では、複数の大学が修士課程及び博士課程のために共通のプログラムを開発することが内容となっている。

エラスムスプログラムは2014年から、他のEU交換プログラムと共に、エラスムス+（Erasmus+）として

進められることになる。このプログラムは 2014 年から 2020 年まで続き、職業教育や、青少年や、スポーツのために現在ある全ての EU プログラムをヨーロッパと世界レベルで統合しようとするものである。

エラスムスのための予算は、年間約 4 億 5 千万ユーロに上り、EU の予算で賄われる。プログラム資金は、学生数に応じて、その国の機関を通して、申請に応じて参加大学に供与される。ドイツでは、ドイツ学術交流会が窓口になる。交流と対策の費用を賄う上で、大学と国の機関にはそれほど大きな裁量の余地は残されていない。ドイツに対して供与される移動助成金は通常、一人当たり 1 ヶ月 200 ユーロ程度である。特別な必要性のある学生（例えば障害者）の場合には、比較的多くの助成が認められることがある。ただしこの助成金額は、その年のエラスムス奨学生の数に依存している。

2013/2014 年には、総額 5,070 万ユーロがエラスムス移動費としてドイツの大学に認められた。このうちほぼ 75 パーセントに当たる 3,370 万ユーロが、外国留学のための奨学金であった。

Erasmus+ Joint Master Degrees のプログラムに関して、2014 年には、申請のあった 61 の計画の中から 9 つの計画が選出されて助成を受けた。そのうち 2 つの計画が、ドイツの大学が調整に関係（ミュンヘン工科大学）、または参画するものであった（ドレスデン工科大学とシュツットガルト大学）。

また **Erasmus+** プログラムでは、修士課程の全期間に渡る外国留学（EU 加盟国、アイスランド、リヒテンシュタイン、マケドニア、ノルウェー、トルコ）に対して、利子の有利な借り入れを申請することができる。これは欧州投資銀行によってカバーされる。1 年間の修士課程に対しては最高 12,000 ユーロまで（学費負担を含む）、2 年間の修士課程に対しては最高 18,000 ユーロまで借り入れ申請をすることができる。2014 年 11 月から、借り入れ申請ができる国内銀行が逐次的に選ばれるようになる。このために修士課程のための借り入れは期待に反して 2015 年になって初めて利用できるようになる。

第 3 節 ドイツと日本の大学間協定と交流

ドイツと日本の大学の間には伝統的に信頼で結ばれたパートナー関係があり、今日さらにそれが発展の一途を辿っている。このことは特に両国の大学間に結ばれた協定関係の多さから伺い知ることができる。大学長会議の大学コンパスによれば、2014 年 1 月時点で、ドイツと日本の大学との間で 512 の協定が結ばれている。2011 年には 308 の協定があるにすぎなかった。2011 年の日独関係 150 周年記念の年にドイツの大学に設けられた日本週間が、相互に新たな関心を引き起こすことに貢献したと思われる。統計的に見れば、391 あるドイツの大学のどの大学も、最低ひとつは日本との間に協定を持っている計算になる。また 780 ある日本の大学の 3 分の 2 がドイツの大学と同様の協定を結んでいる計算になる。協定の内容は、ほとんどが学生と研究者の交換である。

日独の交流実績の大きな違い

2013 年にドイツの大学に留学した日本人学生数は 2,213 人で、外国人留学生全体の 0.8 パーセントを占めていた。前年の 2,138 人と比較すれば、この数字は 3.5 パーセントの増加を示している。2013/2014 年の冬学期は、**日本人留学生の数は 1,458 人**にすぎず、このうち女子学生は 879 人であった。

2013 年に日本の大学に留学していた外国人学生数は全部で 10 万 8,442 人であった。このうちヨーロッパからは 4,389 人で、4 パーセントを占めていた。2012/2013 年に日本の大学に留学していた**ドイツ人学生は 569 人**で、ヨーロッパ人留学生の 13 パーセント、外国人留学生全体の 0.5 パーセントであった。

ドイツ人学生にとって日本は、最も人気の高い目的地のリストの中で、アジアでは最も人気があり、第 20 位に位置している（2011/2012 年：30,574 人）。リストは隣国のオーストリア（2011/2012 年：30,574 人）、オランダ（2011/2012 年：25,019 人）、スイス（2011/2012 年：14,352 人）でも作成された。英国の後に米国と英国以外のヨーロッパ諸国が続いている。オーストリア（2011 年：第 11 位）、カナダ（2010/2011 年：第 14 位）、オランダ（2012 年：第 15 位）もトップ 20 に入っている。

2012 年には全部で 56,950 人の外国人研究者がドイツの大学に勤務していた。このうち 17,429 人（30.9 パーセント）がアジア人で、日本人は **372 人** であった。この数字はその前の年と比べて 13.8 パーセント増加していた。こうして、ポストドクター、研究者、大学講師を出身国別に見た場合、日本は第 12 位に位置していた。最初の上位 3 国にはロシア、米国、中国が位置し、それにインドが第 4 位で続いている。

反対に 2012 年にアジア諸国で働くドイツ人研究者の数は、全体の 21,335 人のうち 3,572 人（16.7 パーセント）であった。日本はドイツ人研究者の滞在地としてトップ 20 にも入らない。第 20 位にはインドの名が挙がっており、インドでは 123 人のドイツ人研究者が働いている。それゆえ日本で働くドイツ人研究者の数はもっと少ないと考えられる。ドイツ人研究者の滞在国として、上位 3 国には米国、英国、ロシアの名が挙がっている。ドイツの研究者にとって人気があるトップ 20 の滞在国のうち、アジアからは中国が第 4 位、ベトナムが第 16 位、インドが第 20 位になっている。

他方、日本学術振興会（JSPS）の統計によれば、2012 年の JSPS 奨学生 3,943 人のうち 1,303 人はヨーロッパ人奨学生、そのうち 219 人はドイツ人奨学生であった。トレンドは下降傾向にあり、2010 年には 241 人、2011 年には 279 人もの日本学術振興会フェローがドイツ人であった。ドイツ人フェロー減少の重要な要因としては、2011 年 3 月 11 日の東日本大震災の影響が考えられる。

ヨーロッパに代表オフィスをもつ約 30 の日本の大学のうち、5 つはドイツにある。1992 年には私立の早稲田大学がボンにヨーロッパセンターを開いた。筑波大学と名古屋大学も 2010 年 5 月にドイツにヨーロッパオフィスを開設した。筑波大学のオフィスはボンにあり、名古屋大学のオフィスはフライブルク大学の中にある。また研究者たちの長年に渡る協力関係をさらに発展させるために、エアランゲン - ニュルンベルク大学と名古屋工業大学（NiTech）は 2013 年 6 月にエアランゲンに NiTech Europe Liaison Office を開設した。（日本学術振興会ボン研究連絡センター注：2014 年 10 月に自然科学研究機構（NINS）オフィスも筑波大学オフィスと合同でボンに開所した。）

他に類を見ないドイツと日本の大学のコンソーシアム „HeKKSaGOn “が、2010 年 7 月にスタートした。参加大学はドイツ側からゲッティンゲン大学、ハイデルベルク大学、カールスルーエ工科大学、日本側から京都大学、大阪大学、東北大学である。2014 年 6 月には京都大学がハイデルベルク大学の中に交流オフィスを開設した。このオフィスは同時にコンソーシアム HeKKSaGOn の代表オフィスとなっている。

ドイツの大学からはチュービンゲン大学が、唯一、日本にオフィスを置いている。京都の同志社大学に設置されたチュービンゲン大学の日本研究センターは、2013 年に開設 20 周年を祝った。

若手の養成教育に関しては、Deutsch-Japanische-Graduiertenkollege（日独共同大学院プログラム）がある。これは、ドイツ研究振興協会と日本学術振興会が共同で博士課程の大学院生を支援するために開設した機関である。この種の機関としては、これまでに次の大学の間で 4 つの機関が開設されている。ミュンスター大学と名古屋大学（Complex Functional Systems in Chemistry）、ハレ大学と東京大学（Transformation of Civil Society: 日独比較研究）、ダルムシュタット大学と早稲田大学（Mathematical Fluid Dynamics）、アーヘン工科大学と大阪大学（Selectivity in Chemo- and Biocatalysis）である。

創立 2 年になる日独エリート交換プログラムが、2010 年からハレ大学と慶応大学との間で提供されている。このプログラムはドイツ国民学習財団とロバート・ボッシュ財団の支援を受け、日本語についての予備知識の有無に関わらず、あらゆる分野の学生に開かれている。両国の大学への 1 年間の留学を財政支援することが目標となっている。滞在の最後に日独異文化研究をテーマとする修士号を両国で取得することが求められる。

ドイツ科学イノベーションフォーラム東京（DWIH Tokyo）は、日本においてドイツの学術研究経済を組織するためのフォーラムを形成している。このフォーラムは、日独研究施設、大学、企業にとっての中心的な基点になっている。2010 年から大学長会議と日本にあるドイツ商工会議所の共同出資で運営され、またドイツ外務省の後援を受けている。専門イベント、個別コンサルティング、コンタクトの斡旋、情報提供がサービスとして提供されている。

第 4 章：付録

第 1 節 ベルリン及びノルトライン・ヴェストファーレン州に関する主要データ

ドイツの首都であるベルリンと、ドイツで最も人口の多い州であるノルトライン・ヴェストファーレン州を例として、主要なデータを次に挙げておく。

ベルリン

- ベルリンには 40 の大学がある。そのうちの 26 校は私立大学、2 校は教会系大学である。
- 2012/2013 年の冬学期、ドイツ全体の学生の 6.4 パーセントに当たる **16 万 220 人の学生**がベルリンの大学に在籍している。そのうち 10 万 8,330 人が総合大学に、5,113 人が芸術大学に、46,777 人が専門大学に在籍している。
- 2012 年のベルリンでは、学生数が 16 万 220 人（52.6 パーセントが女性）、卒業生が 27,754 人（51.8 パーセントが女性）、教授資格取得者が 114 人（34.2 パーセントが女性）、研究スタッフまたは芸術スタッフが 24,225 人（38.4 パーセントが女性）、そのうち教授が 3125 人（30.3 パーセントが女性）という数字であった。
- 2012 年には **22,757 人**の外国人留学生在がベルリンに滞在し、全学生の 14.9 パーセントを占めていた。2005 年には外国人留学生在が 17,527 人で、全学生の 12.7 パーセントであった。

2013/2014 年の冬学期にベルリンの大学に在籍していた日本人学生数は 170 人、芸術大学が 91 人、専門大学が 22 人であった。

- 2010 年のベルリンにおける**学生 1 人当たりの支出**は、専門大学で 3,880 ユーロ、総合大学で 7,400 ユーロであった。
- 2012 年のベルリンの大学で教員 1 人当たりが世話をする学生数は 11.2 人（2005 年：12.2 人）であった。

ノルトライン・ヴェストファーレン州

- **69 校の大学**があり、そのうち 19 校が私立大学、8 校が教会系大学である。2004/2005 年にノルトライン・ヴェストファーレン州の大学に在籍する学生数は 46 万 6,302 人であった。2012/2013 年にはこの数が 64 万 4,612 人に増加している。
- 2012/2013 年の冬学期にノルトライン・ヴェストファーレン州の大学に在籍していた学生数は、全部で **64 万 4,612 人**に上り、ドイツ全体の学生のほぼ 26 パーセントであった。このうち総合大学に在籍する学生数は 44 万 6,584 人、芸術大学は 6,792 人、専門大学は 191,236 人であった。
- 2013/2014 年の冬学期にノルトライン・ヴェストファーレン州の学生の間で**最も人気の高かった学科**は、男子学生が経済学、機械工学/プロセス工学、情報工学であり、女子学生が経済学、法学、心理学であった。
- 2013/2014 年の冬学期にノルトライン・ヴェストファーレン州の大学に在籍した**外国人学生は 76,604 人**で、全学生 68 万 6,569 人の 11.1 パーセントであった。2004/2005 年には 61,593 人の外国人学生がおり、全学生の 13.2 パーセントであった。
- 2012 年、ノルトライン・ヴェストファーレン州では、在籍する学生が 61 万 7,389 人（45.7 パーセントが女性）、卒業生が 85,280 人（49.7 パーセントが女性）、教授資格取得者が 292 人（23.3 パーセントが女性）、研究及び芸術スタッフが 66,259 人（38.2 パーセントが女性）、そのうち教授が 8,749 人（20.7 パーセントが女性）であった。
- 2010 年、ノルトライン・ヴェストファーレン州では、**学生一人当たりの年間支出**が、専門大学で 3,840 ユーロ、総合大学で 7,550 ユーロであった。
- 2012 年、ノルトラン・ヴェストファーレン州の大学で教員 1 人当たりが世話をする学生数は 13.6 人であった（2005 年：14.4 人）。

第 2 節 略語

AStA	Allgemeiner Studierendenausschuss（学生自治会）
AvH	Alexander von Humboldt-Stiftung（アレクサンダー・フォン・フンボルト財団）
BMBF	Bundesministerium für Bildung und Forschung（連邦教育研究省）
CHE	Centrum für Hochschulentwicklung（大学開発センター）
DAAD	Deutscher Akademischer Austauschdienst（ドイツ学術交流会）
DFG	Deutsche Forschungsgemeinschaft（ドイツ研究振興協会）
DHV	Deutscher Hochschulverband（ドイツ大学教員連盟）
DWIH 京)	Deutsches Wissenschafts- und Innovationshaus Tokyo（ドイツ科学イノベーションフォーラム東
GWK	Gemeinsame Wissenschaftskonferenz（共同学術会議）
HRK	Hochschulrektorenkonferenz（大学長会議）
JSPS	Japan Society for the Promotion of Science（日本学術振興会）
KMK	Kultusministerkonferenz（文部大臣会議）
VPH	Verband der Privaten Hochschulen e.V.（私立大学連盟）
WR	Wissenschaftsrat（学術審議会）

第3節 出典及び参考文献

上海交通大学世界大学学術ランキング www.shanghairanking.com/
アレクサンダー・フォン・フンボルト財団 www.humboldt-foundation.de
連邦教育研究省 www.bmbf.de
CHE 大学ランキング <http://ranking.zeit.de/che2014/de/>
大学開発センター www.che.de
ベルリン・ブランデンブルク統計情報システム
ドイツ研究振興協会（DFG） www.dfg.de
ドイツ学術交流会（DAAD） www.daad.de
ドイツ教育サーバー www.bildungsserver.de
ドイツ大学連盟 www.hochschulverband.de
ドイツ科学イノベーションフォーラム東京 www.dwih-tokyo.jp
ドイツ専門大学・大学院ポータルサイト www.fachhochschule.de
フラウンホーファー研究機構 www.fhg.de
共同学術会議 www.gwk-bonn.de
大学コンパス www.hochschulkompass.de
大学長会議 www.hrk.de
ノルトライン・ヴェストファーレン州情報技術統計局 www.it.nrw.de
文部大臣会議 www.kmk.org
マックス・プランク協会 www.mpg.de
NC-Vergleich <http://nc-vergleich.de/>
QS Top Universities www.topuniversities.com/university-rankings
連邦統計庁 www.destatis.de
大学入学支援財団 www.hochschulstart.de/
TU9 ドイツ工科大学グループ www.tu9.de
U マルチランク www.umultirank.org
大学学術連盟 www.vhw-bund.de
私立大学連盟 www.private-hochschulen.net
世界に向けて開かれた科学 www.wissenschaft-weltoffen.de
学術審議会 www.wissenschaftsrat.de
世界大学ランキング www.timeshighereducation.co.uk/world-university-rankings/2013-14/world-ranking
世界大学評判ランキング www.timeshighereducation.co.uk/world-university-rankings/2014/reputation-ranking

第4節 図及び表のリスト

- 図 1: 学部グループに関する 2010 年度の学生一人当たりの支出、7 ページ
図 2: 大学とドイツ連邦州に関する 2010 年度の学生一人当たりの支出、8 ページ
図 3: 大学とドイツ連邦州に関する 2010 年度の大学教授一人当たりの支出、8 ページ

図 4: 大学とドイツ連邦州に関する 2010 年度の大学教授一人当たりの外部資金、9 ページ

図 5: 第 3 ラウンドに勝ち残ったエクセレンス・イニシアティブの勝者たち、16 ページ

図 6: 「教育の質向上プログラム」参加大学、17 ページ

表 1: ドイツ連邦州の大学、3 ページ

表 2: 連邦州における学費、12 ページ

【著者紹介】

Sabine Ganter-Richter

1995 年から 2008 年の間、日本学術振興会ボン研究連絡センターに勤務。

2009 年まで、ドイツ研究振興協会において、日本と韓国との国際交流を担当。

現在、ボン大学にて教鞭をとる一方、幅広い国際的な経験を生かし、科学コミュニティー、大学、研究機関を支援する NETWORK FOR SCIENCE にてコンサルタント業務を行っている。

ドイツ語圏日本学術振興会研究者同窓会の役員及び独日協会ボンの会長も勤める。

【翻訳者紹介】

多田 茂

MA 会議通訳者。ドイツ国家認定翻訳通訳者。ドイツ法廷翻訳通訳者。

現在、筑波大学社会人大学院に在学中。

©独立行政法人日本学術振興会

著 者 Sabine Ganter-Richter

翻訳者 多田 茂

編集・責任 日本学術振興会ボン研究連絡センター